

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

上場申請会社

MIRAINI ホールディングス株式会社

提出会社

佐鳥電機株式会社

萩原電気ホールディングス株式会社

目次

頁

表紙

第一部 組織再編成に関する情報	6
第1 組織再編成の概要	6
1. 組織再編成の目的等	6
2. 組織再編成の当事会社の概要	14
3. 組織再編成に係る契約等	15
4. 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠	27
5. 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違	30
6. 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利	31
7. 組織再編成に関する手続	32
第2 統合財務情報	33
第3 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約	35
第二部 企業情報	36
第1 企業の概況	36
1. 主要な経営指標等の推移	36
2. 沿革	36
3. 事業の内容	37
4. 関係会社の状況	41
5. 従業員の状況	42
第2 事業の状況	44
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	44
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	44
3. 事業等のリスク	44
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	52
5. 経営上の重要な契約等	52
6. 研究開発活動	52
第3 設備の状況	53
1. 設備投資等の概要	53
2. 主要な設備の状況	53
3. 設備の新設、除却等の計画	53
第4 上場申請会社の状況	54
1. 株式等の状況	54
2. 自己株式の取得等の状況	59
3. 配当政策	59
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	60
第5 経理の状況	71
第6 上場申請会社の株式事務の概要	71
第7 上場申請会社の参考情報	71
1. 上場申請会社の親会社等の情報	71
2. その他の参考情報	71
第三部 上場申請会社の保証会社等の情報	74
第四部 上場申請会社の特別情報	75
第1 上場申請会社の最近の財務諸表	75
1. 貸借対照表	75

2.	損益計算書	75
3.	株主資本等変動計算書	75
4.	キャッシュ・フロー計算書	76
第2	保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表	76

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社であるMIRAINIホールディングス株式会社（以下「当社」、「上場申請会社」又は「共同持株会社」という。）は、株式移転（以下「本株式移転」という。）により2026年4月1日に設立登記する予定であります。

（注）本報告書提出日の2026年3月2日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である2026年4月1日現在の状況について説明する事前提出書類ですので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先①】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出先②】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田 正樹 殿
【提出日】	2026年3月2日
【会社名】	MIRAINIホールディングス株式会社
【英訳名】	MIRAINI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 木村 守孝
【本店の所在の場所】	東京都港区芝一丁目14番10号
【電話番号】	下記統合2社の連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	佐鳥電機株式会社
【英訳名】	SATORI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 佐鳥 浩之
【本店の所在の場所】	東京都港区芝一丁目14番10号
【電話番号】	03 (3451) 1040
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 小野寺 芳孝
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝一丁目14番10号
【電話番号】	03 (3451) 1040
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 小野寺 芳孝

【会社名】	萩原電気ホールディングス株式会社
【英訳名】	HAGIWARA ELECTRIC HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 木村 守孝
【本店の所在の場所】	名古屋市東区東桜二丁目2番1号
【電話番号】	052(931)3511
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 小山 琢磨
【最寄りの連絡場所】	名古屋市東区東桜二丁目2番1号
【電話番号】	052(931)3511

【事務連絡者氏名】

取締役常務執行役員 小 山 琢 磨

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1)経営統合の目的及び理由

ア 本経営統合の背景

佐島電機株式会社（以下「佐島電機」といいます。）は、1947年に日本電気株式会社と住友電気工業株式会社の販売特約店として設立されました。市場やお客様が求める製品やサービスの提供はもとより、培ってきたノウハウや技術力を活かしたソリューションサービスの提供により事業を拡大してまいりました。2030年にはお客様と共に社会課題を解決する「サステナビリティソリューションカンパニー」を目指しております。また、1973年に台湾に現地法人を設立して以降、海外展開を図る日系企業のサポートはもとより、ローカル企業に対し積極的にビジネスを展開しております。直近ではインドの半導体商社を買収することでインド市場へ進出を果たし、また、オランダの半導体設計会社を買収する等、アジアを中心にグローバルに事業の拡大を図っております。

また、萩原電気ホールディングス株式会社（以下「萩原電気」といいます。佐島電機及び萩原電気を併せて以下「両社」といいます。）は、1948年に戦後復興途中の名古屋の地で「萩原電気工業社」として創業されました。日本電気株式会社との販売特約店契約を締結し、常に新しい変化に対し挑戦を続け、事業を拡大してまいりました。2018年よりホールディングス体制となり、現在ではエンジニア300名を擁する「技術系商社」として、主に自動車・工作機械関係の製造業を中心に、車載用半導体を中心とした電子部品やITソリューションの提案販売を通じ、モノづくりの発展に寄与しております。シンガポールの海外現地法人設立に始まり、積極的な海外進出を行うと共に、近年ではエンジニアリングソリューションパートナーとなるべく、エンジニアリング事業やデータプラットフォーム事業のM&Aを通じ、お客様に対しより付加価値の高い提案を行い、事業を推進しております。

以上のように両社は、半導体、電子部品、電子機器を扱うエレクトロニクス総合商社として、豊富な品揃えと高度な技術を活かし、お客様の多様なニーズに応える最適なソリューションを提供し、グローバルに事業を展開しております。現在のエレクトロニクス市場は、次世代自動車のみならず、製造業をはじめとした多くの産業におけるスマート化に向けた課題解決のためのIoT、AI、エッジコンピューティング、更には生成AIやDXへの対応等や技術活用ニーズが急速に高まっております。このような環境変化の中で、半導体の活用や供給面において、より顧客課題に寄り添ったソリューションが求められております。また、半導体の活用ニーズの変化に伴う製造拠点の海外移転等の影響、また米中間の貿易摩擦や輸出規制、地政学的緊張等の事業環境の不確実性も高まる中、より高度なサプライチェーンの構築が求められる等、エレクトロニクス総合商社の役割も変化しております。

このような事業環境のもと、両社は今後の継続的な事業成長・発展のためには両社の経営資源を集中し、強みを生かすことで事業規模を拡大し、従来以上の付加価値を提供することが重要との認識で一致し、対等の精神に基づき相互に協力することで本経営統合を目指すことに合意いたしました。

イ 本経営統合の目的及びシナジー

本経営統合は、両社の強みを結集し、持続的な成長と企業価値の更なる向上を実現することを目的としております。急速に発展するデジタル化やグローバル化、顧客ニーズの多様化等、事業環境が大きく変化する中、両社が有する経営資源・ノウハウを融合することで、下記の点を中心に競争力の強化を図ってまいります。

(i) 取扱商品・顧客基盤の拡大による事業規模の拡大

両社が有する国内外の幅広い製品ラインナップ及び多様な顧客基盤を活用し、相互の強みを活かしたクロスセルを推進することで事業領域の拡充を図ります。

(ii) 付加価値の高いソリューションの提供

両社の技術力・開発リソースを融合し、加えて開発パートナーとの連携を強化することで、より高度なシステムソリューションの構築力を高めます。これにより、お客様の多様化・高度化する課題解決に向けた提案力を一層強化してまいります。

(iii) グローバル展開の加速

成長著しいインド市場をはじめとするアジア地域及びその他の海外市場において、両社のネットワークとノウハウを活かしたグローバル展開を加速させ、新たなビジネス機会の創出と事業基盤の強化を図ります。

(iv) 業務効率化による生産性向上

ITや物流インフラ等の基幹機能をはじめ、国内外拠点や管理機能等の最適化を通じて、グループ全体の業務効率化と経営基盤の強化を推進します。これにより、より迅速かつ柔軟な経営判断と生産性の

向上を実現します。

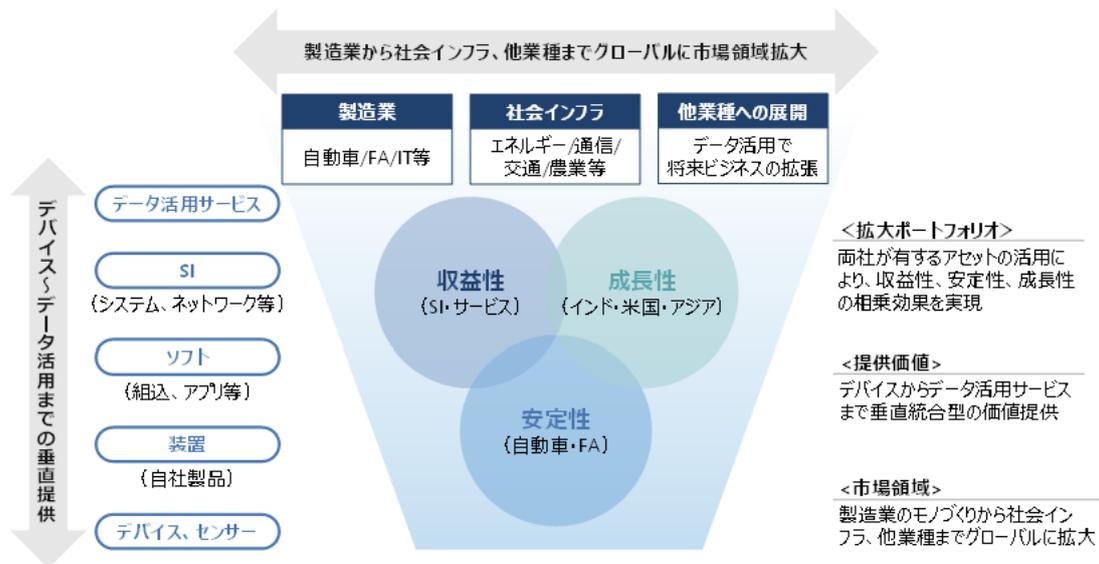
(v) 組織・人財の融合による経営基盤の強化

両社の組織力・人財・ノウハウを有機的に融合させることで、従業員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる環境を整え、活力ある組織づくりを推進します。また、両社の財務基盤の更なる強化により、インオーガニックな成長を含めた投資を加速させてまいります。これら強固な経営基盤の構築により、変化の激しい市場環境においても、長い将来にわたり、揺るがない事業体を目指します。

<本経営統合による事業シナジー創出の基本フレーム>

目指す姿：「新たな価値づくりに挑戦するグローバルソリューションパートナー」

本経営統合を通じて、両社の保有するソリューションは、デバイスからデータ活用サービスに至るまで垂直統合型の価値提供が可能となります。また、市場領域においては、従来両社が強みとしてきた製造業のモノづくり分野から社会インフラ領域へのさらなる浸透を図ると共に、今後は他業種への展開を含め、グローバルな成長を目指します。これらの取り組みにより、両社グループは価値提供の範囲を面的に拡張し、事業ポートフォリオを「収益性」「成長性」「安定性」の観点から戦略的に構築・最適化することで、グループ全体の企業価値の持続的な向上を目指してまいります。



(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

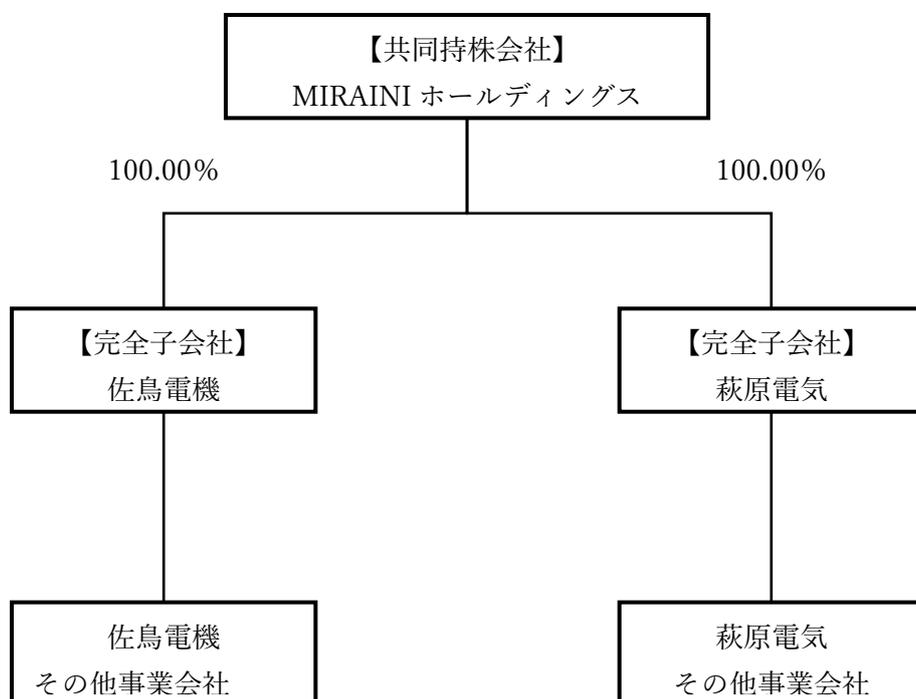
① 上場申請会社の企業集団の概要

ア. 上場申請会社の概要

(1) 商号	MIRAINIホールディングス株式会社 (英文表示：MIRAINI HOLDINGS CO., LTD.)
(2) 事業内容	傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務
(3) 本店所在地	東京都港区芝一丁目14番10号
(4) 本社所在地	名古屋・東京の二本社制といたします。 愛知県名古屋市中区東桜二丁目2番1号 東京都港区芝一丁目14番10号
(5) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長執行役員：木村 守孝 代表取締役副社長執行役員：佐鳥 浩之 取締役：水越 成彦 取締役：副島 剛 取締役：小山 琢磨 取締役：土屋 俊司 社外取締役：田口 晶弘 社外取締役：岡本 伸一 社外取締役：林 恭子 取締役（常勤監査等委員）：井上 典昭 社外取締役（監査等委員）：坂田 誠二 社外取締役（監査等委員）：榎本 幸子 社外取締役（監査等委員）：雪丸 暁子
(6) 資本金	100億円
(7) 純資産（連結）	現時点では確定していません。
(8) 総資産（連結）	現時点では確定していません。
(9) 決算期	3月31日

イ. 上場申請会社の企業集団の概要

共同持株会社設立後の、共同持株会社と両社の状況は以下のとおりです。



両社は、2025年12月11日に開催された各社の株主総会において本株式移転について承認を得ており、今後、本株式移転を行うにあたり必要な許認可等を得られることを前提として、2026年4月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる共同持株会社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	役員の内兼任等	
					共同持 株会社 役員 (名)	共同持 株会社 従業員 (名)
(連結子会社)						
佐島電機株式会社	東京都港区	2,611	電子部品・電子機器の販売 及び、これらに付帯する事 業	100.0	6 (予 定)	未定
萩原電気ホールディング ス株式会社	名古屋市東区	6,099	電子デバイス及び電子機器 の販売並びにFA機器の製造 販売を行うグループ企業の 経営戦略策定及び管理	100.0	6 (予 定)	未定

(注) 1 両社は、それぞれ有価証券報告書の提出会社です。

2 両社は、共同持株会社の特定子会社に該当する予定です。

3 本株式移転に伴う共同持株会社設立日（2026年4月1日）をもって、両社は、共同持株会社の株式移転完全子会社となり、両社の普通株式は2026年3月30日をもって上場廃止となる予定です。

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（佐島電機においては2025年5月31日、萩原電気においては2025年3月31日）時点の状況については、以下のとおりです。

4 本株式移転に伴う共同持株会社設立日（2026年4月1日）における両社の役員は未定であることから、役員の内兼任については、共同持株会社役員就任予定者のうち、本報告書提出日現在の両社役員の内兼任状況を（予定）として記載しております。

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（佐島電機においては2025年5月31日、萩原電気においては2025年3月31日）時点の状況については、以下のとおりです。

佐島電機の概要

(i) 事業内容

佐島電機の事業内容につきましては、下記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (1)佐島電機」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

会社名	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容					
					役員の内兼任		資金援助 (百万円)	資金借 入等 (百万円)	営業上の取引	設備の 賃貸借 等
					佐島電機 役員 (人)	佐島電機 従業員 (人)				
(連結子会社) 佐島バイニックス 株式会社 (注) 1 (注) 5	東京都港区	百万円 310	電子部品の 販売	100	3	—	950	—	佐島電機及び連 結子会社が商品 販売 佐島電機及び連 結子会社に商品 販売	有
株式会社スター・ エレクトロニクス (注) 1	東京都港区	百万円 310	同上	100	3	1	600	—	佐島電機及び連 結子会社が商品 販売 佐島電機及び連 結子会社に商品 販売	有
佐島SPテクノロ ジ株式会社 (注) 1 (注) 4	東京都港区	百万円 350	同上	85	3	—	2,570	—	佐島電機及び連 結子会社が商品 販売 佐島電機及び連 結子会社に商品 販売	有

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容					
					役員の兼任		資金援助 (百万円)	資金借入等 (百万円)	営業上の取引	設備の 賃貸借等
					佐島電機 役員 (人)	佐島電機 従業員 (人)				
TAIWAN SATORI CO., LTD. (注) 1	中華民国台北市	USD 10,023千	同上	100	2	—	—	—	佐島電機及び連結子会社が商品・製品販売 連結子会社に商品販売	—
HONG KONG SATORI CO., LTD. (注) 1 (注) 4	香港九龍地区	HKD 147,659千	同上	100	1	—	—	—	佐島電機及び連結子会社が商品・製品販売 佐島電機及び連結子会社に商品・製品販売	—
SHANGHAI SATORI CO., LTD. (注) 1 (注) 3	中華人民共和国上海市	CNY 33,147千	同上	100 (100)	2	—	—	—	佐島電機及び連結子会社が商品販売 連結子会社に商品販売	—
KOREA SATORI CO., LTD. (注) 1	大韓民国ソウル市	KRW 3,000,000千	同上	100	2	2	1,007	—	佐島電機に商品販売	—
THAI SATORI CO., LTD.	タイ王国バンコク市	THB 70,000千	同上	100	1	—	—	—	佐島電機及び連結子会社が商品・製品販売	—
SM Electronic Technologies Pvt. Ltd. (注) 1	インド共和国カルナータカ州	INR 248,689千	同上	75.1	1	1	—	—	連結子会社が商品販売	—
SMET SINGAPORE PTE. LTD. (注) 1 (注) 3 (注) 4	シンガポール共和国	USD 2,858千	同上	100 (100)	—	1	2,307	—	佐島電機及び連結子会社が商品販売 連結子会社に商品販売	—
SATORI E-TECHNOLOGY (AMERICA) INC. (注) 1	アメリカ合衆国ミシガン州	USD 5,000千	同上	100	1	—	—	—	佐島電機及び連結子会社が商品・製品販売	—
(連結子会社) SATORI ELECTRIC (GERMANY) GmbH	ドイツ連邦共和国ヘッセン州	EUR 920千	電子部品の販売	100	1	—	—	—	佐島電機及び連結子会社が商品・製品販売	—
MAGnetIC Holding B. V.	オランダ王国南ホラント州	EUR 168	半導体回路設計、IP販売、ウェハー販売	80.0	1	1	—	—	該当なし	—

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 佐島SPテクノロジー株式会社、HONG KONG SATORI CO., LTD.、SMET SINGAPORE PTE. LTD.については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(佐島SPテクノロジー株式会社)

(1) 売上高

23,676百万円

(2) 経常利益	609百万円
(3) 当期純利益	940百万円
(4) 純資産額	2,120百万円
(5) 総資産額	9,403百万円

主要な損益情報等 (HONG KONG SATORI CO., LTD.)

(1) 売上高	22,033百万円
(2) 経常利益	191百万円
(3) 当期純利益	254百万円
(4) 純資産額	4,833百万円
(5) 総資産額	10,078百万円

主要な損益情報等 (SMET SINGAPORE PTE. LTD.)

(1) 売上高	20,634百万円
(2) 経常利益	120百万円
(3) 当期純利益	284百万円
(4) 純資産額	610百万円
(5) 総資産額	9,196百万円

5. 2026年1月14日付「連結子会社の吸収合併に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、佐鳥電機は、2026年1月14日開催の取締役会において、2026年6月1日を効力発生日として、佐鳥電機を吸収合併存続会社、佐鳥電機の連結子会社である佐鳥パインックス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付けで合併契約を締結しております。

萩原電気の概要

(i) 事業内容

萩原電気の事業内容につきましては、下記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) 萩原電気」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 萩原エレクトロニクス 株式会社 (注) 3, 5	愛知県名古屋市 東区	百万円 1,310	デバイス事業	100.0	経営管理 不動産の賃貸 業務受託 資金の貸付
萩原テクノソリューションズ株式会社 (注) 6	愛知県名古屋市 東区	百万円 310	ソリューション事業	100.0	経営管理 不動産の賃貸 業務受託 資金の貸付
萩原エンジニアリング 株式会社	埼玉県入間市	百万円 484	ソリューション事業	100.0	経営管理 業務受託 資金の貸付
萩原北都テクノ株式会社	愛知県名古屋市 東区	百万円 45	デバイス事業	66.56 (66.56)	不動産の賃貸 業務受託
Singapore Hagiwara Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポール ドル 500	デバイス事業	100.0 (100.0)	業務受託
Hagiwara America, Inc. (注) 7	アメリカ	千米ドル 2,500	デバイス事業	100.0 (100.0)	業務受託
萩原電気韓国株式会社	韓国	千ウォン 2,613,585	デバイス事業	100.0 (100.0)	業務受託
萩原貿易(上海)有限 公司 (注) 3	中国	千米ドル 10,300	デバイス事業	100.0 (100.0)	業務受託
Hagiwara Electric Europe GmbH	ドイツ	千ユーロ 500	デバイス事業	100.0 (100.0)	業務受託
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千タイバーツ 31,500	デバイス事業	100.0 (100.0)	業務受託

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
Hagiwara Electronics India Private Limited	インド	千インドルピー 10,000	デバイス事業	100.0 (100.0)	業務受託
萩原電子設備(上海)有 限公司	中国	百万円 100	ソリューション事業	100.0 (100.0)	業務受託
萩原電気香港有限公司	中国	千米ドル 300	デバイス事業	100.0 (100.0)	業務受託
BELLADATI PTE. LTD.	シンガポール	千シンガポール ドル 130	ソリューション事業	100.0 (100.0)	業務受託
Belladati合同会社	東京都港区	百万円 1	ソリューション事業	100.0 (100.0)	業務受託
BELLADATI s. r. o	チェコ	千チェココルナ 2,000	ソリューション事業	100.0 (100.0)	業務受託

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有で内数であります。

2 特定子会社に該当しております。

3 上記の連結子会社は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しておりません。

4 萩原エレクトロニクス株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1) 売上高 174,071百万円
(2) 経常利益 2,832百万円
(3) 当期純利益 1,725百万円
(4) 純資産 14,826百万円
(5) 総資産額 78,372百万円

5 萩原テクノソリューションズ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1) 売上高 31,752百万円
(2) 経常利益 1,597百万円
(3) 当期純利益 1,098百万円
(4) 純資産 6,669百万円
(5) 総資産額 22,690百万円

6 Hagiwara America, Inc.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1) 売上高 32,794百万円
(2) 経常利益 116百万円
(3) 当期純利益 57百万円
(4) 純資産 2,135百万円
(5) 総資産額 8,904百万円

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア. 資本関係

本株式移転により、両社は共同持株会社の完全子会社になる予定です。上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ. 役員の兼任関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社との役員の兼任関係は、上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ア. 上場申請会社の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ. 取引関係

共同持株会社と共同持株会社の完全子会社である両社との取引関係は、未定です。共同持株会社の完全子会社である両社とその関係会社の取引関係は、上記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ア. 上場申請会社の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両社は、両社の株主総会による承認を前提として、2026年4月1日（予定）をもって、共同持株会社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を2025年10月14日の両社取締役会において作成いたしました。また、佐鳥電機及び萩原電気は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しています。

本株式移転計画に基づき、佐鳥電機の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.02株を、萩原電気の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2025年12月11日に開催された両社臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関して承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、共同持株会社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書（写し）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写し）

佐島電機株式会社（以下「甲」という。）及び萩原電気ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項等）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「MIRAINIホールディングス株式会社」とし、英文では「MIRAINI HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。
 - (3) 本店所在地
新会社の本店の所在地は東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区芝一丁目14番10号とする。
 - (4) 本社の所在場所
新会社の本社の所在場所は、愛知県名古屋市中区東桜二丁目2番1号及び東京都港区芝一丁目14番10号とする。
 - (5) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、1億株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。
 - 設立時取締役（代表取締役社長に選定予定）：木村 守孝
 - 設立時取締役（代表取締役副社長に選定予定）：佐島 浩之
 - 設立時取締役：水越 成彦
 - 設立時取締役：副島 剛
 - 設立時取締役：小山 琢磨
 - 設立時取締役：土屋 俊司
 - 設立時社外取締役：田口 晶弘
 - 設立時社外取締役：岡本 伸一
 - 設立時社外取締役：林 恭子
2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
 - 設立時取締役（常勤監査等委員）：井上 典昭
 - 設立時社外取締役（監査等委員）：坂田 誠二
 - 設立時社外取締役（監査等委員）：榎本 幸子
 - 設立時社外取締役（監査等委員）：雪丸 暁子
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任あずさ監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時に発行している普通株式数の合計に1.02を乗じた数、及び(ii)乙が基準時に発行している普通株式数の合計に2を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.02株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式2株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。）第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 資本金の額 | 100億円 |
| (2) 資本準備金の額 | 25億円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |
| (4) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含む。）第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額 |

第6条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2025年12月11日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2025年12月11日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）のプライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）のプレミアム市場への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續を行う。
2. 甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、東京証券取引所のプライム市場及び名古屋証券取引所のプレミアム市場での上場が維持されるよう、相互に協力して必要な手續を行う。
3. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、①2025年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録

株式質権者に対し、普通株式1株あたり44円を上限として、②2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり46円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

2. 乙は、①2025年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり90円を上限として、②2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対し、普通株式1株あたり95円を上限として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第10条（自己株式の取扱い）

甲及び乙は、本計画作成後、甲及び乙がそれぞれ保有する自己株式について、その処分の時期及び方法等について誠実に協議するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。
2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行若しくは本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由若しくは事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議するものとする。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許認可等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月14日

甲： 東京都港区芝一丁目14番10号
佐鳥電機株式会社
代表取締役 社長執行役員 佐鳥 浩之 印

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月14日

乙： 愛知県名古屋市東区東桜二丁目2番1号
萩原電気ホールディングス株式会社
代表取締役 社長執行役員 木村 守孝 印

定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、MIRAINIホールディングス株式会社と称し、英文ではMIRAINI HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）および組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 電気計測装置および電子応用装置の製造販売ならびに輸出入
 - (2) 医療用機械器具の製造販売および輸出入
 - (3) 電子回路用部品の仕入販売、輸出入、企画、開発、設計、製造加工、賃貸および保守
 - (4) 電気通信機器、光通信機械器具、電子応用機械器具、電気機械器具およびこれらに関連する装置および線材（これらの機械器具または装置に使用される半導体素子、集積回路等の部品、素材その他関連用品を含む。）の開発、設計、製造加工、仕入販売、輸出入、賃貸ならびに保守
 - (5) コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、設計、制作販売、仕入販売、輸出入、賃貸ならびに保守
 - (6) 電気工事業および電気通信工事業
 - (7) 労働者派遣事業
 - (8) 古物売買業
 - (9) 金銭の貸付、債務の保証および引き受け、各種債権の売買ならびにその他の金融業
 - (10) 情報システムに関する企画、設計、開発、構築、保守および運用に関する業務
 - (11) インターネットを利用したアプリケーションソフトウェアの開発およびライセンス販売に関する業務
 - (12) 情報通信サービス業
 - (13) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
 - (14) 第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 12 号および第 13 号の事業に関するコンサルティング
 - (15) 合成樹脂その他の化学品および金属の加工、販売ならびに輸出入
 - (16) 前各号に付帯する一切の事業
- 2 当社は、前項各号に定める事業およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店等の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

- 2 当社は、前項の本店とは別に、本社を愛知県名古屋市および東京都港区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第11条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(単元未満株式の売渡請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。臨時株主総会はその必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役である社長執行役員が招集し、その議長となる。取締役である社長執行役員に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社に取締役15名以内を置く。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。
- 4 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合は、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
- 6 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(執行役員)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

- 2 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。
- 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
- 4 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選任することができる。

第6章 取締役の責任免除

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第27条 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 4 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(配当金の除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

(設立時代表取締役)

第1条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 木村 守孝
設立時代表取締役 佐鳥 浩之

(最初の取締役の報酬等)

第2条 当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等
報酬等の総額は、年額800百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。
- (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等
報酬等の総額は、年額280百万円以内とする。
- (3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権
ア 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、当社の普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）の割当てを受ける。
なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社の取締役会において決定する。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、当該現物出資に同意していることおよび下記エに規定する譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。
イ 対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額

「(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する金銭報酬等」の報酬等の年額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のため支給する金銭報酬債権の額は、年額200百万円以内とする。

ウ 譲渡制限付株式の総数

各事業年度に対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、200,000株を上限とする。ただし、当会社の普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当会社は、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

エ 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当会社の取締役会決議に基づき、当会社と、譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする(以下、当該対象取締役に対して割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式」という。)

(ア) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、かかる割当てを受けた日から30年間(以下、「譲渡制限期間」という。)、本割当株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、かかる制限を「譲渡制限」という。)

(イ) 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員、当会社の子会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、当会社は、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。また、当会社は、譲渡制限期間が満了した時点において、下記(ウ)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合であって、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式(譲渡制限付株式に相当するものに限る。)を交付するときは、当会社は、本割当株式の無償取得を行わない。

(ウ) 譲渡制限の解除

当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日まで継続して、当会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員、当会社の子会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員、当会社の子会社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員、その他当会社の取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(エ) 組織再編等における取扱い

当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合には、当会社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式に相当するものに限る。）を交付するときは、当社は、本割当株式の譲渡制限の解除および無償取得を行わない。

（譲渡制限付株式に係る契約上の地位の承継）

第3条 当社は、萩原電気ホールディングス株式会社の2018年6月28日開催の第61期定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2026年4月1日をもって、萩原電気ホールディングス株式会社の契約上の地位および権利義務を承継するものとする。

（附則の削除）

第4条 本附則第1条から第3条は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

	佐鳥電機	萩原電気
株式移転比率	1.02	2

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

佐鳥電機の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.02株を、萩原電気の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

但し、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じ、又は重大な相違が判明した場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式 35,481,762株

上記数値は、佐鳥電機の発行済株式総数14,946,826株（2025年8月31日現在）、萩原電気の発行済株式総数10,118,000株（2025年9月30日現在）を前提として算出しております。なお、佐鳥電機は、2025年7月14日開催の取締役会決議に基づき、同月22日、佐鳥電機の保有する自己株式3,000,000株を消却しております。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

また、共同持株会社の定款において、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

① 割当ての内容及び理由

本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、佐鳥電機は、第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選定しました。一方、萩原電気は、第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人森・濱田松本法律事務所（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を選定しました。

両社は、それぞれ当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「(1) 株式移転比率」記載の株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）が妥当であるとの判断に至り、2025年7月28日開催の両社の取締役会において本株式移転比率の決定及び同日付基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）の締結を決議し、本基本合意書を締結いたしました。

なお、両社は、上記株式移転比率の算定の基礎について、本基本合意書の締結後、上記株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変更が生じていないことを確認し、2025年10月14日付の経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）及び本株式移転計画においても、上記株式移転比率に合意しております。

② 算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び当事会社との関係

佐鳥電機の第三者算定機関である大和証券及び萩原電気の第三者算定機関であるSMBC日興証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと共に、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて両社の算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、萩原電気の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、佐鳥電機の普通株式1株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.01～1.04
類似会社比較法	0.65～1.54
DCF法	0.72～1.37

市場株価法においては、2025年7月25日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした佐鳥電機の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、萩原電気の財務予測については、対前年度比で利益の大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、モビリティのソフト化に対応したエンジニアリング事業や高付加価値デバイスの拡販に伴う売上高の増加及び為替変動や一部の低採算案件による利益悪化の反動に伴う売上総利益率の回復により、対前年度比で営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

他方、SMB C日興証券は、萩原電気の株式が東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場、佐鳥電機の株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価法を、萩原電気及び佐鳥電機と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、萩原電気及び佐鳥電機の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためDCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

上記各手法における算定結果は下記のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、萩原電気の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2株を割り当てる場合に、佐鳥電機の普通株式1株に対して割り当てられる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.01～1.03
類似上場会社比較法	0.87～1.75
DCF法	0.53～1.16

市場株価法では、萩原電気及び佐鳥電機については、2025年7月25日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値（円未満四捨五入）を用いて、それぞれ評価を行い、それらの結果を基に株式移転比率のレンジを上記のように算定しております。

SMB C日興証券は、株式移転比率の算定に際して、萩原電気及び佐鳥電機の各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、

鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

また、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提とした萩原電気及び佐鳥電機の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、SMB C日興証券がDCF法による算定の前提とした2026年3月期から2028年3月期までの萩原電気の事業計画については、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期において、デバイス事業では新規案件獲得による増収効果等の寄与、ソリューション事業では堅調なDX投資需要の取り込みに加えデータ利活用を中心とした高付加価値ビジネスモデルへの転換が加速されることにより、対前年度比較において、営業利益の大幅な増益を見込んでおります。

③ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所にテクニカル上場を行う予定であり、上場日は、2026年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2026年3月30日に佐鳥電機は東京証券取引所、萩原電気は東京証券取引所及び名古屋証券取引所を上場廃止となる予定であります。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

佐鳥電機は、本株式移転の公正性を担保するために、下記の措置を講じております。

ア 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

佐鳥電機は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「① 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、佐鳥電機は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券の分析及び助言を参考として萩原電気と交渉・協議を行い、上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年7月28日開催の取締役会において決議いたしました。

イ 独立した法律事務所からの助言

佐鳥電機は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、佐鳥電機の本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

他方、萩原電気は、本株式移転の公正性を担保するために、下記の措置を講じております。

ア 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

萩原電気は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記「① 割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、独立した第三者算定機関としてSMB C日興証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、萩原電気は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券の分析及び助言を参考として佐鳥電機と交渉・協議を行い、上記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2025年7月28日開催の取締役会において決議いたしました。

イ 独立した法律事務所からの助言

萩原電気は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、萩原電気の本株式移転の手續及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、両社との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 剰余金の配当の基準日

共同持株会社の定款には、期末配当の基準日は毎年3月31日とし、中間配当の基準日は毎年9月30日とする旨の定めが置かれる予定です。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

佐鳥電機

佐鳥電機の普通株式の株主が、その有する佐鳥電機の普通株式につき、佐鳥電機に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年12月11日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を佐鳥電機に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、佐鳥電機が、上記臨時株主総会の決議の日(2025年12月11日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

萩原電気

萩原電気の普通株式の株主が、その有する萩原電気の普通株式につき、萩原電気に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年12月11日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を萩原電気に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、萩原電気が、上記臨時株主総会の決議の日(2025年12月11日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

佐鳥電機

佐鳥電機の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2025年12月11日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、佐鳥電機の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、佐鳥電機に提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、佐鳥電機に2025年12月10日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用の上、画面の案内に従って、2025年12月10日午後5時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、佐鳥電機に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、佐鳥電機は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

萩原電気

萩原電気の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2025年12月11日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、萩原電気の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、萩原電機に提出する必要があります。)。)

また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、萩原電機に2025年12月10日午後6時までに到着するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、株主総会ポータルサイト(<https://www.soukai-portal.net>)又は、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用の上、画面の案内に従って、2025年12月10日午後6時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、萩原電気に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、萩原電気は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される共同持株会社の普通株式は、基準時における両社の最終の株主名簿に記載又は記録された両社の普通株式の株主に割り当てられます。両社の普通株式の株主は、自己の佐鳥電機又は萩原電気の普通株式が記録されている振替口座に、共同持株会社の普通株式が記録されることにより、共同持株会社の株式を受け取るようになります。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

両社は、本報告書提出日現在において、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しておりません。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、④佐鳥電機においては萩原電気の、萩原電気においては佐鳥電機の最終事業年度に係る計算書類等の内容、⑤佐鳥電機においては萩原電気の、萩原電気においては佐鳥電機の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象（以下「重要な財産の処分等」といいます。）の内容、並びに⑥佐鳥電機においては佐鳥電機の、萩原電気においては萩原電気の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等の内容を記載した書面を、両社の本店に2025年11月26日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、2025年10月14日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、本株式移転に際して佐鳥電機の新株予約権を有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する共同持株会社の新株予約権の内容、数及び割当てに関する事項が相当であることを説明した書類です。④の書類は、佐鳥電機の2025年5月期又は萩原電気の2025年3月期の計算書類等に関する書類です。⑤の書類は、佐鳥電機においては萩原電気の2025年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、萩原電気においては佐鳥電機の2025年5月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。⑥の書類は、佐鳥電機においては佐鳥電機の2025年5月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、萩原電気においては萩原電気の2025年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類です。

これらの書類は、両社のそれぞれの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日（2026年4月1日を予定）までの間に、上記①から⑥に掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本基本合意書承認取締役会決議（両社）	2025年7月28日
本基本合意書締結	2025年7月28日
臨時株主総会に関する基準日（両社）	2025年9月30日
本経営統合契約書及び本株式移転計画承認取締役会決議（両社）	2025年10月14日
本経営統合契約書締結及び本株式移転計画作成（両社）	2025年10月14日
臨時株主総会（両社）	2025年12月11日
東京証券取引所最終売買日（佐鳥電機）	2026年3月27日（予定）
東京証券取引所及び名古屋証券取引所	2026年3月27日（予定）

最終売買日（萩原電気）	
東京証券取引所 上場廃止日（佐鳥電機）	2026年3月30日（予定）
東京証券取引所及び名古屋証券取引所 上場廃止日（萩原電気）	2026年3月30日（予定）
本経営統合の効力発生日	2026年4月1日（予定）
共同持株会社株式上場日	2026年4月1日（予定）

(注) 上記は現時点での予定であり、本株式移転手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、合意によりこれを変更する場合があります。また、今後、本経営統合に係る手続及び協議を進める中で、公正取引委員会等関係当局への届出、又はその他の理由により本経営統合の推進が遅延する事由又は推進が困難となる事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

①普通株式について

佐鳥電機

佐鳥電機の普通株式の株主が、その有する佐鳥電機の普通株式につき、佐鳥電機に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年12月11日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を佐鳥電機に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、佐鳥電機が、上記臨時株主総会の決議の日（2025年12月11日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

萩原電気

萩原電気の普通株式の株主が、その有する萩原電気の普通株式につき、萩原電気に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年12月11日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を萩原電気に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、萩原電気が、上記臨時株主総会の決議の日（2025年12月11日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

②新株予約権について

両社は、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しておりません。

第2【統合財務情報】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の共同持株会社

上記のとおり、共同持株会社には本報告書提出日現在において財務情報はありますが、両社の最終連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高（百万円）	414,984
経常利益（百万円）	9,262
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	6,223

(3)組織再編成対象会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

① 佐鳥電機

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次		第79期	第80期	第81期	第82期	第83期
決算年月		2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
売上高	(百万円)	105,843	125,850	146,336	148,113	156,242
経常利益	(百万円)	1,139	2,601	2,867	3,653	3,052
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	520	1,908	2,257	2,156	2,524
包括利益	(百万円)	1,489	2,711	2,960	4,289	775
純資産額	(百万円)	30,372	32,457	34,945	34,969	33,306
総資産額	(百万円)	63,216	74,492	81,556	83,798	79,150
1株当たり純資産額	(円)	1,836.81	1,959.38	2,052.73	2,334.65	2,251.59
1株当たり当期純利益	(円)	31.63	115.96	137.22	148.86	175.99
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	47.8	43.3	41.4	39.9	40.8
自己資本利益率	(%)	1.8	6.1	6.8	6.4	7.7
株価収益率	(倍)	24.57	9.79	11.66	13.85	9.17
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,555	△1,413	△4,889	5,325	1,303
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△158	502	△13	△2,057	592
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,864	△855	6,629	△4,519	△1,905
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	9,403	7,996	10,023	9,243	8,840
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(人)	604 〔49〕	599 〔44〕	779 〔46〕	793 〔46〕	762 〔48〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第80期の期首から適用しており、第80期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 1株当たり純資産額の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する佐鳥電機株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(第81期 505,100株、第82期 505,100株、第83期 507,300株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度に関連して信託が保有する佐鳥電機株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(第81期 505,100株、第82期 505,100株、第83期 511,354株)。
4. 第83期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第82期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

② 萩原電気

主要な経営指標等の推移
経営指標等の推移

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	127,830	158,427	186,001	225,150	258,742
経常利益 (百万円)	3,556	4,335	6,417	7,221	6,210
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,314	2,876	4,912	4,421	3,699
包括利益 (百万円)	2,708	3,158	5,242	5,161	4,435
純資産額 (百万円)	37,052	39,369	43,531	50,361	52,978
総資産額 (百万円)	73,342	82,482	106,577	119,706	130,161
1株当たり純資産額 (円)	3,951.86	4,208.13	4,672.91	4,839.87	5,099.30
1株当たり当期純利益金額 (円)	261.82	325.07	554.71	458.80	371.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	47.7	45.2	38.8	40.3	39.0
自己資本利益率 (%)	6.8	8.0	12.5	9.9	7.5
株価収益率 (倍)	10.0	6.2	6.0	9.8	8.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	887	△4,905	△13,020	5,134	△6,683
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△69	△171	△1,327	△679	△3,685
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,165	3,564	16,421	△1,185	9,014
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	9,713	8,506	10,920	14,522	13,534
従業員数 (名)	594	609	697	736	808
[外、臨時雇用者数]	[78]	[85]	[109]	[106]	[117]

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しております。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

上記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2【沿革】

2025年10月14日 両社は、両社の株主総会の承認及び本株式移転を行うにあたり必要な許認可の取得等を得られることを前提として、本株式移転により共同で共同持株会社を設立することについて決議し、本経営統合契約を締結し、本株式移転に係る株式移転計画書を共同作成いたしました。

2025年12月11日 両社は、両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。

2026年4月1日 両社が株式移転の方法により共同持株会社を設立する予定です。また、共同持株会社の普通株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

共同持株会社は、傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務を行う予定です。

また、共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（佐鳥電機においては2025年5月31日、萩原電気においては2025年3月31日）時点における事業の内容は以下のとおりです。

(1)佐鳥電機

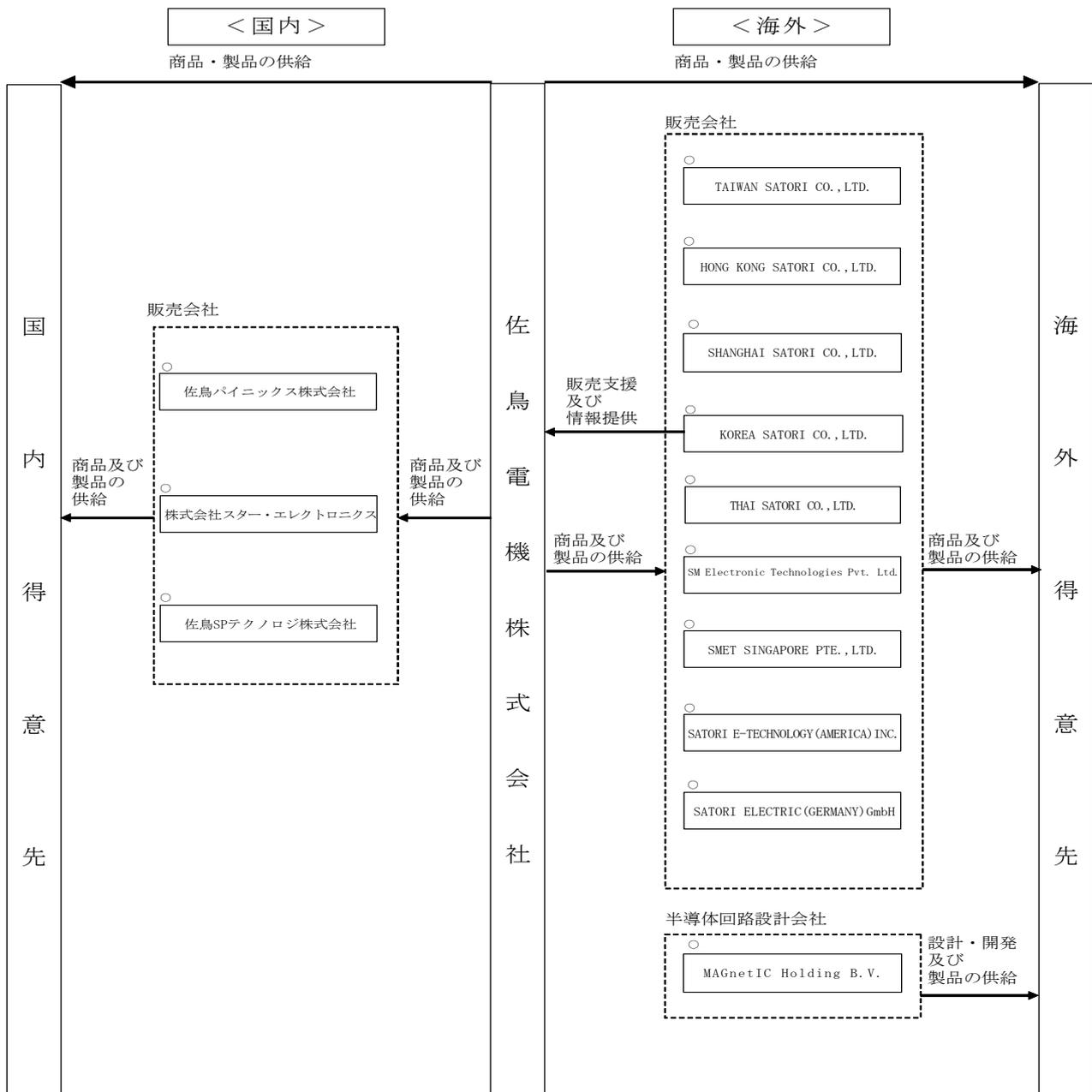
佐鳥電機グループは、佐鳥電機及び子会社16社（連結子会社15社）で構成されております。電子部品、電子機器の専門商社として、ハード及びソフトの自社製品を加え、国内外の電子機器メーカー等の得意先に販売を行っております。

佐鳥電機グループの主な事業内容とそれに係る位置づけ並びにセグメントとの関連は、以下のとおりであります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

セグメントの名称	会社名	事業内容	取扱製品
産業インフラ 事業	佐鳥電機	産業、社会インフラ向けシステムソリューションの開発／販売、通信用部品、電子機器の販売	制御機器・部材 F A・システム ユニット製品 自社製品
エンタープライズ 事業	佐鳥電機 佐鳥パインックス株式会社 佐鳥S Pテクノロジー株式会社	国内向け半導体、電子部品の販売、調達マネジメントサービス、ソリューションの提供	半導体 電子部品 電気材料 ユニット製品 自社製品
モビリティ 事業	佐鳥電機 株式会社スター・エレクトロニクス SM Electronic Technologies Pvt. Ltd. SMET SINGAPORE PTE. LTD. MAGnetIC Holding B.V.	車載向け半導体、電子機器の販売、ソリューションの提供、半導体回路の設計	半導体 電子部品 ユニット製品 自社製品 I P ウェハー
グローバル 事業	TAIWAN SATORI CO., LTD. HONG KONG SATORI CO., LTD. SHANGHAI SATORI CO., LTD. KOREA SATORI CO., LTD. THAI SATORI CO., LTD. SMET SINGAPORE PTE. LTD. SATORI E-TECHNOLOGY (AMERICA) INC. SATORI ELECTRIC (GERMANY) GmbH	海外向け半導体、電子部品の販売、ソリューションの提供	半導体 電子部品 ユニット製品 自社製品

事業の系統図は次のとおりであります。



○印は連結子会社

(2) 萩原電気

萩原電気グループは、萩原電気及び子会社16社により構成されており、半導体・電子部品等の仕入販売事業、コンピュータ・ネットワーク等の電子機器の仕入販売及び各種システム構築事業、F A・産業用機器等の電子機器を開発・製造・販売する事業、各種自動化・省力化製造装置を設計・製造・販売する事業を行っております。

なお、萩原電気は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事項の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

萩原電気グループの事業におけるセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、セグメントと同一の区分であります。

(デバイス事業)

デバイス事業では、電子制御が進む自動車向けシステムLSI等の半導体や電子部品の販売及び技術支援、組込システムのP o C（概念実証）開発支援や組込ソフトウェアを中心とした受託開発事業を行っております。

(ソリューション事業)

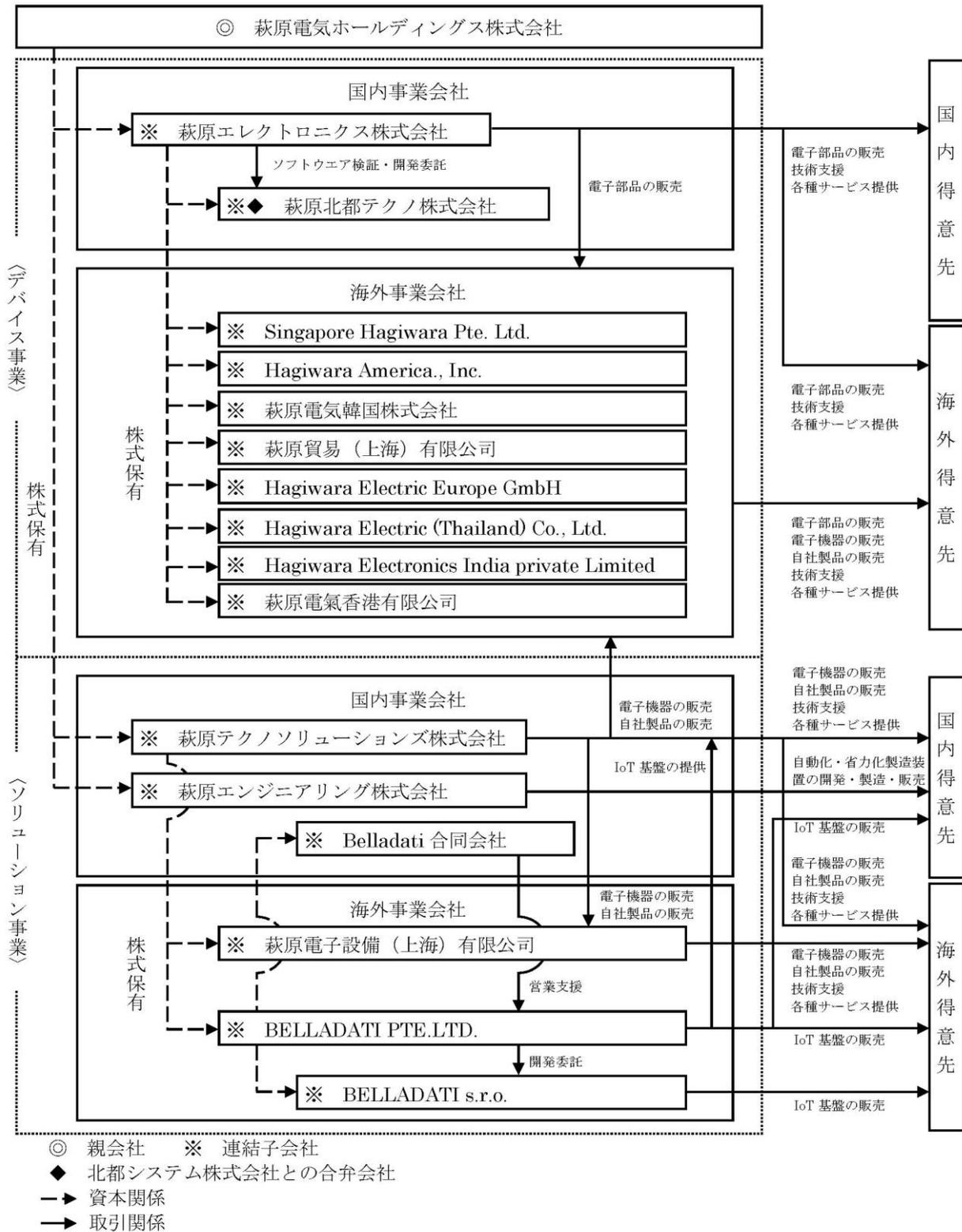
ソリューション事業では、業務コンサルティングやI o Tソリューション提供及びI Tプラットフォーム構築提案、I T機器や計測機器及び組込機器の販売に加え、F Aシステムや特殊計測システムの設計・製造・販売及び産業用コンピュータの開発・製造・販売を行っております。

萩原電気グループの事業におけるセグメントと関係会社の位置付けは、次のとおりであります。

セグメントの名称	主な関係会社
デバイス事業	萩原エレクトロニクス株式会社 萩原北都テクノ株式会社 Singapore Hagiwara Pte. Ltd. Hagiwara America, Inc. 萩原電気韓国株式会社 萩原貿易（上海）有限公司 Hagiwara Electric Europe GmbH Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd. Hagiwara Electronics India Private Limited 萩原電気香港有限公司
ソリューション事業	萩原テクノソリューションズ株式会社 萩原エンジニアリング株式会社 Belladati合同会社 萩原電子設備（上海）有限公司 BELLADATI PTE. LTD. BELLADATI s. r. o.

「事業系統図」

以上述べた事項を系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ. 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日（佐島電機においては2025年5月31日、萩原電気においては2025年3月31日）における従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりです。

① 佐島電機

ア. 連結会社の状況

2025年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
産業インフラ事業	215 (15)
エンタープライズ事業	132 (23)
モビリティ事業	260 (7)
グローバル事業	75 (0)
全社	80 (3)
合計	762 (48)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（佐島電機グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から佐島電機グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員は除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

イ. 佐島電機の状況

2025年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
357 (30)	46.0	18.7	7,425,212

セグメントの名称	従業員数(人)
産業インフラ事業	215 (15)
エンタープライズ事業	53 (8)
モビリティ事業	7 (4)
グローバル事業	2 (0)
全社	80 (3)
合計	357 (30)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（佐島電機から社外への出向者を除き、社外から佐島電機への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託及びパートタイマーを含み、派遣社員は除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 全社は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 萩原電気

ア. 連結会社の状況

(2025年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
デバイス事業	409 (39)

ソリューション事業	284 (61)
全社 (共通)	115 (17)
計	808 (117)

(注) 1 従業員数は、萩原電気グループから萩原電気グループ外への出向者を除き、萩原電気グループ外から萩原電気グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、嘱託社員) は、期末人員を () 外数で記載しております。

2 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

イ. 萩原電気の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
115 (17)	39.3	10.7	6,714,328

セグメントの名称	従業員数 (名)
全社 (共通)	115 (17)
計	115 (17)

(注) 1 従業員数は、萩原電気から他社への出向者を除き、他社から萩原電気への出向者を含む就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、嘱託社員) は、期末人員を () 外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

① 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の最終事業年度末日 (佐鳥電機においては2025年5月31日、萩原電気においては2025年3月31日) 時点における労働組合の状況につきましては、両社いずれも労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

ア. 佐鳥電機

共同持株会社の完全子会社となる佐鳥電機の最終事業年度末日 (2025年5月31日) における管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、以下のとおりです。

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注2)	労働者の男女の賃金差異 (%) (注1)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
6.1	0	71.5	70.3	70.8	男女の賃金格差は、女性の管理職割合が低いことに起因しています。

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号) の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号) の規定

に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。なお、提出会社において育児休業取得事由に該当する従業員はおりませんでした。

イ. 萩原電気

共同持株会社の完全子会社となる萩原電気の最終事業年度末日（2025年3月31日）における管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、以下のとおりです。

当事業年度					
会社名 (注) 1	管理職に占める 女性労働者の割合 (%) (注) 2	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注) 3	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 2, 4		
			全労働者	正規 雇用労働者	臨時雇用者
萩原電気ホールディングス株式会社 (提出会社)	10.7	100.0	77.8	70.8	50.0
萩原エレクトロニクス株式会社	0.0	100.0	52.4	63.5	33.1
萩原テクノソリューションズ株式会社	0.0	100.0	59.0	68.0	35.8
上記3社 (提出会社・主要連結子会社)	1.9	100.0	61.8	67.5	37.1

(注) 1 連結全体のマネジメントと開示を目指しますが、先行して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき、情報公開が義務化されている提出会社（萩原電気）及び主要な連結子会社を記載しております。

2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。なお、社外出向者は除きます。

3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

4 男女の賃金格差については、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均の割合で示した数値（それぞれ小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表記）を記載しております。

臨時雇用者は、パートタイマーと嘱託社員（定年再雇用者を含む）、契約社員を対象としております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の業績等の概要につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）及び両社の半期報告書（佐鳥電機については2026年1月14日提出、萩原電気については2025年11月14日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社のサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）をご参照ください。

3【事業等のリスク】

共同持株会社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、共同持株会社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、共同持株会社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、共同持株会社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが共同持株会社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた共同持株会社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

共同持株会社の設立は2026年4月1日を予定しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・ 経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 佐鳥電機の事業等のリスク

佐鳥電機の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

① 最終製品の販売動向等について

佐鳥電機グループの取扱商品等は、主として電子機器関連メーカーに販売し、デジタルカメラ、AV機器、携帯端末、パソコン等の製品に使用されておりますが、これら最終製品の販売動向は、流行、競合製品の状況等により大きく変動する傾向を有しております。従って、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況は、最終製品の販売動向等による取扱商品等の需要動向、価格動向の影響を受ける可能性があります。

② 特定の仕入先への依存について

仕入先とは販売店契約を締結し、緊密な関係を維持しておりますが、契約内容が変更となる場合や各社製品の需要動向、供給状況によって佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、仕入先の販売店政策の見直しやM&Aによる再編、商権の変更が生じた場合も、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③ 自社製品の品質等に関するリスクについて

佐鳥電機グループは、品質・安全に配慮した製品の開発・製造・販売に最善の努力を図っております。製品の品質管理については品質保証の部署を設置し、取引先に対して品質保証が維持できるよう努めております。しかしながら、すべての製品について不具合・欠陥がなく、将来において製品回収などの事態が発生しないという保証はありません。また、製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。よって、大規模な製品の回収や製造物責任賠償につながるような不具合・欠陥が発生した場合には、佐鳥電機グループの社会的信頼性に重大な影響を与え、多額の費用又は損失の発生や売上高の減少により、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

④ 製品の設計開発について

佐鳥電機グループの製品については、商談を獲得したのち、製造に向けた設計・開発を行うこととなりますが、顧客による仕様変更やプロジェクトが中止となる可能性があるほか、顧客の要求水準を満たす製品の開発や顧客が受入可能な価格及び数量での製造に成功しない可能性があります。設計・開発段階でプロジェクトが中止となった場合、製品売上は一切受領できないこととなり、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 在庫リスクについて

佐鳥電機グループは、顧客からの所要状況や仕入先の供給状況及び市場動向を総合的に勘案し、適正な在庫水準の維持と滞留在庫の発生を防ぐ努力をしております。ただし仕入先の取扱製品の生産終了（EOL）や自然災害発生時のサプライチェーン継続に伴い、在庫が増加する可能性があります。

佐鳥電機グループは適正な在庫価値評価を行い、評価減を計上しておりますが、市況変動など当初見込んでいた顧客の所要に変化があった場合には佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 技術革新・顧客ニーズへの対応について

佐鳥電機グループが属するエレクトロニクス業界は、技術革新や事業環境の変化が極めて速く、顧客が佐鳥電機グループに求める機能も年々、多様化・複雑化しております。佐鳥電機グループでは、顧客ニーズを把握し、グループの持つ商社機能に自社技術を融合させ付加価値の高い開発ソリューションを提供できるように努めているほか、国内外で新たな仕入先の開拓を行い、取扱商品の拡大を図っております。しかしながら、佐鳥電機グループが想定していないような新技術・新商品の出現等により事業環境が変化した場合、必ずしも迅速には対応できない恐れはあります。従って、このような場合には佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ キャッシュ・フローの状況について

佐鳥電機グループは、業績の拡大とともに売上債権及び棚卸資産が増加する傾向にあります。売上債権流動化を実施することにより、売上債権の増加を抑制しておりますが、その増加を全面的に回避できるものではありません。従って、売上債権及び棚卸資産の推移によっては、佐鳥電機グループの財務状況及び営業キャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、佐鳥電機は資金調達の機動性と安定性を図るため、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

⑧ 為替レート及び金利の変動について

佐鳥電機グループが事業を展開する日本国外の各地域における売上高、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されております。これらの項目は、換算時の為替レートにより円換算後の価値に影響を受ける可能性があります。

現在、外貨建ての輸出入取引や国内取引であっても外貨建てとする取引が発生しております。取引発生時と決済時の為替変動リスクに関しては、外貨建売上に伴う回収代金を外貨建仕入代金の支払いに充てる方法（マリー）や為替予約（カバー）によってリスク回避に努めております。為替変動による仕入価格の変動に関しては、仕入価格の動向を勘案して販売価格を改定する等の方策を採っておりますが、急激な為替変動により、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、佐鳥電機グループは、運転資金の一部を金融機関からの借入れにより調達しており、資金調達手段の多様化等により金利変動リスクを軽減するよう努めておりますが、急激な金利変動により、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 売上債権等の貸倒れの影響について

佐鳥電機グループでは、国内外の多くの取引先と製品販売、サービス提供を行っており、十分な与信管理を行うとともに、売上債権等に対して一定の貸倒引当金を計上する等、信用リスク管理に努めております。しかしながら、与信先の信用不安等により、貸倒損失の発生や貸倒引当金を追加で計上する場合は、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 投資有価証券の価格変動について

佐鳥電機グループは、中長期的な企業価値の向上に向けて、取引関係の維持及び強化を図るため、他社の株式を取得及び保有しております。毎年、中長期的な視点を踏まえて継続保有の合理性・必要性を確認しておりますが、経済情勢や株式相場の動向等により、株価に著しい変動が生じる場合には、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 固定資産の減損処理について

佐鳥電機グループでは、固定資産を保有しておりますが、固定資産の減損に係る会計基準の対象となる資産又は資産グループについて減損損失を認識すべきであると判定した場合には、当該資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当該期の損失とすることとなり、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ M&A、業務・資本提携について

佐鳥電機グループでは、M&A及び業務・資本提携を既存事業の補完・強化のため、また、業務規模の拡大、新規事業への進出を図る成長戦略のための有効な手段の一つであると位置づけております。これらの実施にあたっては、対象となる企業の財務・税務・法務・事業内容・リスク等に関する詳細なデューデリジェンスを行い、意思決定のために必要かつ十分な情報を収集し、各種リスクの低減を図っておりますが、事業環境や競合状況の著しい変化等により関係会社の業績が当初の想定を下回り、想定していた超過収益力が低下した場合、当該のれん等について減損損失が発生するなど、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 事業環境変化及び人材の確保による影響について

佐鳥電機グループの属するエレクトロニクス業界は、技術革新及び事業環境の変化のスピードが速く、高度な開発力、技術力、サポート力が必要とされます。佐鳥電機グループにおいても、このような環境変化に対応すべく、社内の技術力を高め、販売活動・技術サポート・設計開発ビジネス・保守サービス等における付加価値の向上によって競争力の強化に努めております。しかしながら、想定していた人材の獲得が困難になった場合や人材が流出した場合、商品やサービスを事業計画どおりに提供することが困難となり、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ その他の事項について

ア 法的規制等及び訴訟等のリスクについて

佐鳥電機グループは、国内外において事業を展開しており、各国の法的規制の適用を受けております。予想外の規制の変更、法令適用や政府の政策運用の変更等により、佐鳥電機グループの事業、経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、佐鳥電機グループは、事業活動の遂行にあたり、訴訟その他の法的手続の対象となるリスクがあり、その結果、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

イ 情報漏洩・流出による影響について

佐鳥電機グループは、顧客や取引先に関する機密情報及び個人情報等を有しております。これらの情報を守ることを重大な社会的責務と認識し、情報の適切な取扱い・管理・保護・維持に努めております。しかしながら、万が一情報漏洩等の問題が発生した場合には、社会的信用の失墜や損害賠償責任のために多額の費用負担が発生する可能性があり、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

ウ 自然災害による影響について

佐鳥電機グループは、地震等の災害に備え、事業継続計画の策定や防災訓練等の対策に取り組んでおりますが、想定外の大規模地震や洪水等の自然災害が発生した場合、業務の全部又は一部の停止、若しくは仕入先・販売先の生産機能及び物流機能不全等により、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

エ カントリーリスクについて

佐鳥電機グループが事業展開する国・地域において、経済状況、政治、社会体制等の著しい変化や法律・税制の改正、テロ・戦争、疫病の発生・蔓延などの事象が生じた場合、事業活動の停滞や不測の事態による損害の発生等、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

オ 情報セキュリティに係るリスクについて

佐鳥電機グループでは、リモートワークによる外部からのアクセスの増加など、情報システムの利用とその重要性は増大しております。そのため、情報システムや情報通信ネットワークの安定的運用とセキュリティ強化に努めておりますが、サイバー攻撃、コンピュータウイルスの侵入等によるシステム停止やデータの破壊、改ざん等によるオペレーションの混乱、停止が生じた場合、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

カ 納期管理に係るリスクについて

佐鳥電機グループは、提供する商材について納期管理の徹底に努めておりますが、仕入先における資材調達、生産等における予期せぬ要因により納期遅延が生じる可能性があります。また、商材の配送において、道路事情の影響や感染症拡大による都市封鎖、自然災害による物流網の寸断等により遅配等が生じる可能性があります。

これらにより、納期遅延に至った場合、得意先が被った損害の賠償責任等が発生する可能性があり、佐鳥電機グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 萩原電気の事業等のリスク

萩原電気グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることを認識している主要なリスクは、以下のとおりで

あります。ただし、萩原電気グループで発生するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見しがたいリスクも存在します。

なお、文中の将来に関する事項は、最終連結会計年度末（2025年3月31日）現在において萩原電気グループが判断したものであります。

萩原電気グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しております。ただし、以下は萩原電気グループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在し、かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

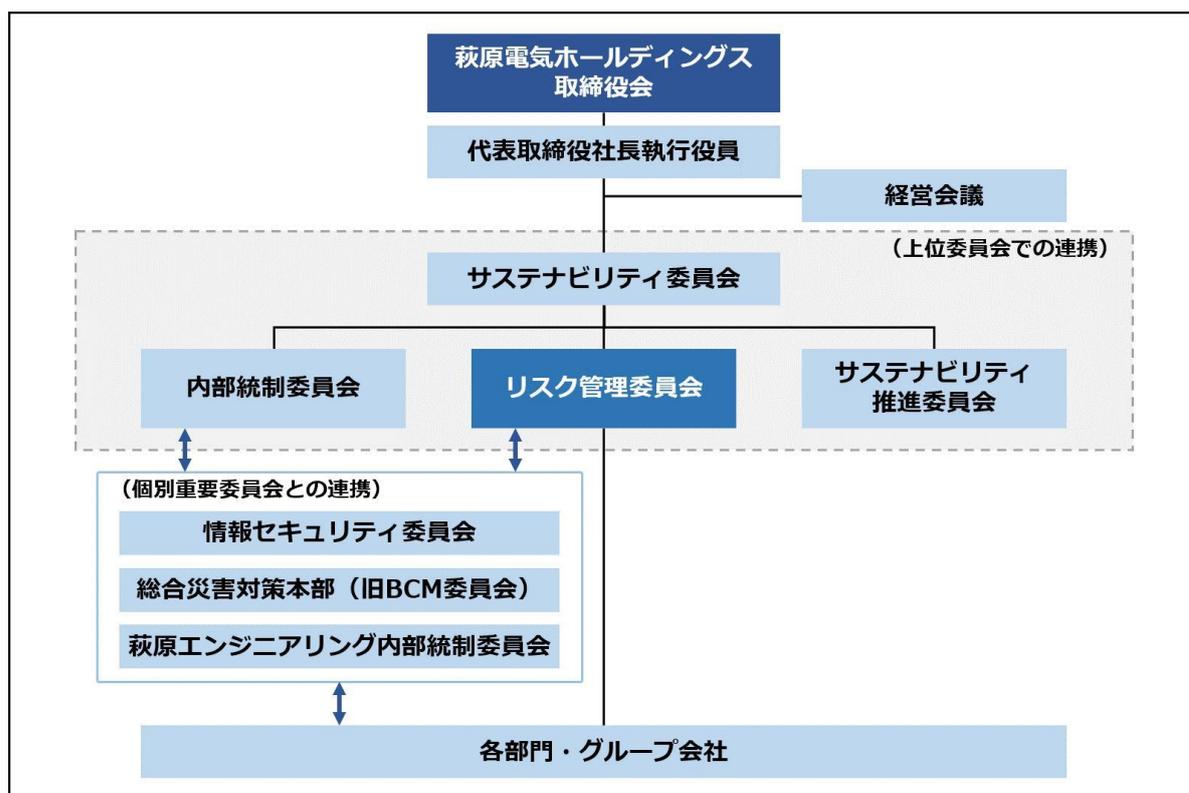
① リスク管理体制

萩原電気グループの経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクへの的確な対処が不可欠との考えのもと、想定しうるリスクの把握と防止及び万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるため、リスク管理体制の整備と低減活動の充実に努めております。

萩原電気グループでは、サステナビリティ委員会の統括・管理のもと、リスクマネジメントの全社的推進を目的として「リスク管理委員会」を設置し、委員長を取締役会から選任しています。リスク管理委員会は、委員長から選任された委員を中心に、監査等委員や内部監査部門の職責者も参加し、四半期に1回開催しています。リスク管理委員会における主たる活動内容や重要事項は、サステナビリティ委員会での協議の上、重要度に応じて取締役会にて決議が行われるプロセスとし、取締役会による適正な監督や指導が図られています。

また、情報セキュリティ、防災・BCPの重要性から部門横断型の個別活動体制を置き、専門的な視点でリスク認識や対応策について検討しています。それぞれの適切な活動と、委員会と各部門が相互連携した有機的な活動により、萩原電気グループのリスクの網羅的な把握とリスク低減に向けた適正な対応を図りながら、萩原電気グループのリスクマネジメントの実効性の強化を進めています。

萩原電気グループのリスク管理体制の概要は以下のとおりとなっております。



② 事業上の主要なリスク

ア 自動車産業に関するリスク

萩原電気グループの主要得意先は自動車関連企業であり、2025年3月期におけるグループ総売上高に占める自動車関連企業向け売上高は、約85%であります。そのため経済環境の悪化に伴い主要得意先を中心とした自動車関連企業における生産台数が大幅に減少になった場合、また次世代のモビリティ社会の実現に向けたエレクトロニクス化、デジタル経営に向けた情報化投資や設備投資ニーズに対応できない場合、萩原電気グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える場合があります。

なお、萩原電気グループでは、付加価値と収益性を意識した事業構造への変革を目指しており、既存事業におけるソリューション志向による提供価値拡大、収益性を狙った新たなビジネスモデルの構築、ビジネスイノベーションの活性化による共創促進を柱に置いた重点活動を進め、自動車産業の持続的な成長への貢献度を高めていくとともに、ソリューション事業を中心に自動車産業以外の得意先に対しても積極的なビジネスを行う等、他業界への事業展開や事業領域の拡大に取り組んでおります。

イ 特定の得意先に依存するリスク

萩原電気グループの主要得意先は株式会社デンソーであり、2025年3月期におけるグループ総売上高に占める株式会社デンソー向け売上高は、約43%であります。その内訳の主力商品は車載用の半導体や電子部品等であり、株式会社デンソーの生産動向・購買方針の変化に伴う売上高の減少及び収益性の悪化は、萩原電気グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、萩原電気グループでは、常に得意先のニーズを的確にとらえ、最適なソリューションを提供することを志向し、上記得意先との緊密な関係の構築に注力するとともに、自動車産業以外の顧客に対しても積極的なビジネスを行う等、リスクの低減を図っております。

ウ 特定の仕入先に依存するリスク

萩原電気グループの主要仕入先は、ルネサスエレクトロニクス株式会社であり、2025年3月期におけるグループ総仕入高に占めるルネサスエレクトロニクス株式会社よりの仕入高は、約49%であります。その内訳の主力商品は半導体であります。従いまして、ルネサスエレクトロニクス株式会社の技術開発動向と萩原電気グループの得意先ニーズが大きく乖離した場合や、ルネサスエレクトロニクス株式会社の販売政策の変更、事業再編等の理由により商品ラインナップに制約が生じ、萩原電気グループの商権が維持できない場合、また需要の急激な変化や、ルネサスエレクトロニクス株式会社の何らかの事情により製品等の供給が十分に得られない場合、萩原電気グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、萩原電気グループでは、新たな仕入先の開拓・拡大に積極的に取り組み、リスクの低減を図っております。

エ 商品の品質等に関するリスク

萩原電気グループが取り扱う商品について、不測の事態により不良補償等や知的財産権に関連した問題が発生した場合に、萩原電気グループにおいて問題解決費用が発生する等、萩原電気グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、萩原電気グループでは、メーカーとの綿密な連携により、品質や信頼性の維持に努めております。

オ 新規事業等に関するリスク

萩原電気グループでは、変化する事業環境と顧客ニーズを的確にとらえ、新規商材、新規事業の拡大に継続的に取り組んでおります。新たなビジネスの立ち上げや投資、業務・資本提携等の実施にあたり、市場環境の急激な変化や不測の事態等により当初計画に乖離が生じた場合、萩原電気グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、萩原電気グループでは新たなビジネスの立ち上げや投資におきましては、その内容に応じて取締役会で決定しております。また、業務・資本提携等の実施におきましては対象となる企業に関して、意思決定のために必要な情報を収集し、適切に評価を行っております。

③ その他のリスク

ア 在庫評価損に関するリスク

萩原電気グループにおきましては、得意先との取引拡大に応じて災害発生時の生産活動を継続するための在庫や、仕入先の取扱製品の生産終了に伴う在庫が増加する可能性があります。そのため得意先の需要の大幅な減少等により滞留在庫となった場合、在庫評価損を計上する可能性があります。

なお、萩原電気グループでは、得意先の需要動向及び仕入先メーカーの生産状況・リードタイム等を加味し、各営業部門と関係部門にて適切な在庫調整に努めております。

イ 固定資産の減損に関するリスク

萩原電気グループは、物流拠点や生産設備、情報システム等を事業用資産として計上しております。当該資産は、固定資産の減損に係る会計基準に従い、将来的な収益性やキャッシュ・フロー等を算定し、減損損失の認識及び測定を行っております。経営環境の著しい変化等により収益性が著しく低下した場合、対象資産に減損損失を計上する必要が生じ、萩原電気グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、萩原電気グループでは、各事業での事業採算を的確に把握し、事業環境の変化に応じて柔軟に対応することにより、リスクの最小化に努めております。

ウ 為替変動に関するリスク

萩原電気グループにおける取引の一部は、外貨建ての取引であり、為替変動による影響を受けます。なお、外貨建て取引には社内規程に従い為替予約を実施する等の対策を講じております。

また、萩原電気グループの海外事業会社の財務諸表を円貨に換算する際に、為替変動により萩原電気グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

エ 海外活動に潜在するリスク

萩原電気グループは、海外事業の拡大を図っており日本を起点に北米・欧州・アジアの世界4極でのネットワークを構築し、活動を展開しております。進出した国又は地域において、経済状況、政治、社会体制等の著しい変化や法律・税制の改正、自然災害や致死率の高い強毒性の感染症の世界的な蔓延（パンデミック）、戦争、テロリストによる攻撃等が生じた場合、萩原電気グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、萩原電気グループでは、デバイス事業、ソリューション事業それぞれにおいて、海外事業に関する専門部署を設置し、海外事業会社と連携をとり適切な対応を行うよう努めております。

オ 自然災害等によるリスク

萩原電気グループが事業展開する国・地域において、自然災害や火災、気候変動に起因する異常気象（集中豪雨、洪水、水不足等）、致死率の高い強毒性の感染症の世界的な蔓延（パンデミック）、戦争、テロリストによる攻撃等が発生した場合、通信・交通網の遮断等が長期間にわたった場合、サプライチェーンの断絶が長期間に及んだ場合、システムトラブルが発生し復旧に時間を要する場合には萩原電気グループの営業業務や物流業務に支障をきたし、萩原電気グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

また、萩原電気グループでは事前の減災対策を行うとともに緊急時の復旧手順や行動要領等をまとめた事業継続計画（BCP）の策定、BCP在庫の確保、総合災害対策本部（旧BCM委員会）の設置と定期開催、社員安否確認システムの整備等を通じた対策や訓練・教育を実施しておりますが、大規模な災害の発生により、追加の対策コストが必要となった場合、萩原電気グループの事業活動や財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

カ コンプライアンスに関するリスク

萩原電気グループにおきましては、コンプライアンス遵守を最優先事項として徹底するとともに、ガバナンス経営を強化し、内部統制・情報セキュリティ確保の徹底に取り組んでおります。しかしながら、国内外事業に関連した各種法規制の違反や、役員・従業員の不正行為等が発生した場合、社会的信用が低下・棄損し、萩原電気グループの事業活動や財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、萩原電気グループでは、サステナビリティ委員会の統治・管理のもと、内部統制委員会を設置し、コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うとともに、内部統制及びコンプライアンスに関わるリスク管理等の充実に取り組んでおります。また、グループ全社員に対しコンプライアンス教育を実施し、法令遵守の徹底に努めております。

キ 情報セキュリティに関するリスク

萩原電気グループでは、事業活動を行うにあたり顧客や取引先に関する機密情報及び個人情報等を有しており、サイバー攻撃による不正アクセスやコンピューターウイルス、人為的過失等により、当該情報の漏洩や改ざん・紛失、サービス停止等が発生した場合、社会的信用の失墜や損害賠償請求等が発生する可能性がある等、萩原電気グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、萩原電気グループでは、アンチウイルス等のシステム的な対策とともに、情報セキュリティ委員会の設置、グループ全社員を対象とする情報セキュリティ教育の実施と情報セキュリティ対策に取り組んでおります。

ク 人材確保に関するリスク

萩原電気グループでは、競争の激しい環境において、ますます高度化・複雑化する事業活動を的確に継続するとともに、また、萩原電気グループの持続的成長に向けた既存事業の深化と新たなビジネスモデルの創出を行っていく優秀な人材の採用及び育成が重要であると認識しております。必要な人材を採用又は育成できなかった場合や、想定を超えて人材が流出した場合は、事業計画の遂行に影響を及ぼす可能性があり、萩原電気グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

なお、萩原電気グループでは、事業戦略に必要な人材を明確にし、採用活動や選考手法の多様化を進めております。従業員の自律的なキャリア形成を支援し、従業員一人ひとりが適性或能力に応じたパフォーマンスを発揮でき、萩原電気グループの人材の底上げを図るべく人事制度や教育制度の充実に尽力し続けるとともに、様々な考えを持った多様な人材が集まり、働きやすい労働環境、魅力ある組織風土づくりを目指した取組を進めております。企業価値向上にとって重要性が高まる人的資本への対応の強化に取り組み、優秀な人材の確保に努めてまいります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）及び両社の半期報告書（佐鳥電機については2026年1月14日提出、萩原電気については2025年11月14日提出）をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）及び両社の半期報告書（佐鳥電機については2026年1月14日提出、萩原電気については2025年11月14日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、上記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の研究開発活動につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）及び両社の半期報告書（佐鳥電機については2026年1月14日提出、萩原電気については2025年11月14日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

共同持株会社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 共同持株会社

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

① 佐鳥電機

該当事項はありません。

② 萩原電気

該当事項はありません。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2026年4月1日時点の共同持株会社の状況は以下のとおりとなる予定です。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,481,762	東京証券取引所 (プライム市場) 名古屋証券取引所 (プレミアム市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、共同持株会社における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	35,481,762	—	—

(注) 1 佐島電機の普通株式の発行済株式総数14,946,826株(2025年11月30日現在)、萩原電気の普通株式の発行済株式総数10,118,000株(2025年9月30日現在)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

2 両社は、共同持株会社の普通株式について、2026年2月2日付で東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に新規上場申請を行いました。

3 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2026年4月1日現在の共同持株会社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2026年4月1日	普通株式 35,481,762 (予定)	普通株式 35,481,762 (予定)	10,000	10,000	2,500	2,500

(注) 佐島電機の普通株式の発行済株式総数14,946,826株(2025年11月30日現在)、萩原電気の普通株式の発行済株式総数10,118,000株(2025年9月30日現在)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上、変更することがあります。

(4) 【所有者別状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の所有者別状況については、以下のとおりです。

- ① 佐島電機
普通株式

2025年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	11	18	65	54	33	10,440	10,621	—
所有株式数 (単元)	—	35,641	971	20,766	4,115	91	87,357	148,941	52,726
所有株式数の 割合(%)	—	23.93	0.65	13.94	2.76	0.06	58.65	100.00	—

- (注) 1. 自己株式は「個人その他」に857単元及び「単元未満株式の状況」に63株含まれております。
2. 「金融機関」には、株式報酬制度に関連して信託が保有する佐島電機株式4,854単元含まれております。
3. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ19単元及び88株含まれております。

- ② 萩原電気
普通株式

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	19	26	87	65	22	6,545	6,764	—
所有株式数 (単元)	—	26,306	4,479	12,760	9,236	57	48,110	100,948	23,200
所有株式数の割合 (%)	—	26.06	4.44	12.64	9.15	0.06	47.66	100.00	—

(注) 自己株式149,278株は、「個人その他」の欄に1,492単元及び「単元未満株式の状況」の欄に78株を含めて記載しております。

なお、自己株式は全て萩原電気名義となっており、また全て実質的に所有しております。

(5) 【大株主の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、共同持株会社の完全子会社となる両社の株主データ（2025年9月30日現在）に基づき、2026年4月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりであります。

2026年4月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号	4,543	12.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,974	5.63
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,060	3.02
有限会社スタニイ	名古屋市守山区小幡北1235番地	1,006	2.87
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	753	2.15
株式会社STRマネージメント	東京都世田谷区瀬田二丁目11番16号	729	2.08
萩原 智昭	名古屋市昭和区	684	1.95
株式会社オフィス佐鳥	東京都世田谷区瀬田二丁目4番18号	525	1.50
名古屋中小企業投資育成株式会社	名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号	460	1.31
公益財団法人萩原学術振興財団	名古屋市東区東桜二丁目2番1号	460	1.31
計	—	12,197	34.75

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

共同持株会社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の議決権の状況は以下のとおりです。

佐鳥電機

2025年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 85,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 14,808,400	148,084	—
単元未満株式	普通株式 52,726	—	—
発行済株式総数	14,946,826	—	—
総株主の議決権	—	148,084	—

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、「役員向け株式交付信託」及び「雇用型執行役員向け株式交付信託」に関連して信託が保有する佐鳥電機株式485,400株(議決権4,854個)ならびに証券保管振替機構名義の株式が1,900株(議決権19個)含まれております。

萩原電気

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 149,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,945,600	99,456	—
単元未満株式	普通株式 23,200	—	—
発行済株式総数	10,118,000	—	—
総株主の議決権	—	99,456	—

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、萩原電気所有の自己株式78株が含まれております。

②【自己株式等】

共同持株会社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2026年4月1日時点において、共同持株会社の自己株式を保有しておりません。

なお、共同持株会社の完全子会社となる両社の自己株式については、以下のとおりです。

佐鳥電機

2025年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐鳥電機株式会社	東京都港区芝一丁目 14番10号	85,700	—	85,700	0.57
計	—	85,700	—	85,700	0.57

(注) 自己株式には、「役員向け株式交付信託」及び「雇用型執行役員向け株式交付信託」に関連して信託が保有する佐鳥電機株式485,400株は含まれておりません。

萩原電気

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 萩原電気ホールディング ス株式会社	名古屋市東区東桜 二丁目2番1号	149,200	—	149,200	1.47
計	—	149,200	—	149,200	1.47

(注) 自己株式は、全て萩原電気名義となっており、実質的に所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、共同持株会社が新設会社であるため、未定です。

また、最終事業年度の配当決定にあたっての考え方につきましては、共同持株会社は本株式移転により2026年4月1日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

共同持株会社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定です。

配当の決定機関につきましては、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定める予定です。なお、株主総会決議によって配当の決定を行うことを排除するものではありません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

共同持株会社は、2026年4月1日より東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場する予定です。共同持株会社の完全子会社となる両社のコーポレート・ガバナンスの状況等については、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）をご参照ください。

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

共同持株会社は、経営の透明性及び健全性を確保し、社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制の整備を進めてまいります。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本報告書提出日現在のものを記載しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

共同持株会社は、取締役及び取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性・公正性の向上を図るために、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役による監査・監督の体制を構築する予定です。

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち社外取締役3名）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督する予定です。

監査等委員会は、4名の監査等委員である取締役で構成され、原則として、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催し、監査等基準や監査方針等を決定するとともに、監査状況等の報告を受ける予定です。

③ 企業統治に関するその他の事項

ア. 責任限定契約の内容の概要

共同持株会社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定です。

イ. 取締役の定数

共同持株会社の取締役は15名以内とし、そのうち監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定める予定です。

ウ. 取締役の選任の決議要件

共同持株会社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定です。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定める予定です。

エ. 株主総会の特別決議要件

共同持株会社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

オ. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ. 取締役の責任免除

共同持株会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定める予定です。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ロ. 剰余金の配当

共同持株会社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行う旨を定款で定める予定です。なお、株主総会決議によって剰余金の配当の決定等を行うことを排除するものではありません。

カ. その他の事項

その他の事項については、共同持株会社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2026年4月1日に就任を予定している共同持株会社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性10名 女性3名 (役員のうち女性の比率23.08%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する佐鳥電機の普通株式数(株) (2) 所有する萩原電気の普通株式数(株) (3) 割り当てられる共同持株会社の普通株式数(株)
代表取締役社長執行役員	木村 守孝	1967年1月30日生	2007年1月 日本オラクル株式会社入社 2011年1月 萩原電気株式会社(現 萩原電気ホールディングス株式会社。以下、同様です。)入社 海外統括部海外部長 2011年4月 Hagiwara America, Inc. 最高経営責任者兼社長 2012年10月 Hagiwara Electric Europe GmbH代表取締役社長 2014年7月 萩原電気株式会社第一デバイス事業部長 2015年6月 同社執行役員 2018年4月 萩原エレクトロニクス株式会社取締役 2020年4月 萩原電気ホールディングス株式会社常務執行役員 萩原テクノソリューションズ株式会社取締役 2020年6月 萩原電気ホールディングス株式会社取締役 同社経営企画本部総括 2021年6月 同社代表取締役社長就任 2022年4月 同社経営戦略本部総括(現任) 2023年6月 同社内部監査室総括 2024年4月 同社内部監査部総括(現任) 2025年4月 同社代表取締役社長執行役員(現任) 同社財経本部総括(現任)	(注) 2	(1) 0株 (2) 11,128株 (3) 22,256株
代表取締役副社長執行役員	佐鳥 浩之	1966年7月13日生	1995年9月 佐鳥電機株式会社入社 2002年8月 同社取締役 海外担当 2005年8月 同社取締役 中華圏事業担当 2007年8月 同社常務取締役 アジア事業統括 2008年8月 同社取締役 常務執行役員 海外事業統括 2009年6月 同社取締役 常務執行役員 機器・部材ビジネスユニット統括 機器・部材販売推進担当 2011年6月 同社取締役 専務執行役員 営業総轄 経営企画担当 2011年8月 同社代表取締役 専務執行役員 管理統括・経営企画担当 2012年8月 同社代表取締役副社長 経営企画担当 2013年6月 同社代表取締役社長 兼 C O O 2013年8月 佐鳥パインックス株式会社 取締役 株式会社スター・エレクトロニクス 取締役(現任) 2016年6月 佐鳥電機株式会社 代表取締役社長 兼 C E O 2018年5月 佐鳥SPテクノロジー株式会社 代表取締役会長(現任) 2020年8月 佐鳥電機株式会社 代表取締役 社長執行役員(現任) 佐鳥パインックス株式会社 代表取締役会長 2023年8月 同社取締役(現任) 2025年9月 SM Electronic Technologies Pvt.Ltd. Director(現任)	(注) 2	(1) 104,938株 (2) 0株 (3) 107,036株

			MAGnetIC Holding B.V. Director (現任)		
取締役	水越 成彦	1963年12月17日生	<p>1987年4月 松下電器産業株式会社 (現 パナソニックホールディングス株式会社) 入社</p> <p>2010年4月 松下信興機電 (香港) 有限公司 董事副総経理 松下電器機電 (深圳) 有限公司 董事副総経理</p> <p>2013年3月 パナソニック株式会社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社パワーデバイスDiv長 パナソニックデバイスディスクリートセミコンダクター株式会社 代表取締役社長</p> <p>2017年7月 パナソニックセミコンダクターソリューションズ株式会社 取締役 半導体BU長</p> <p>2020年9月 佐鳥SPテクノロジー株式会社入社</p> <p>2020年12月 同社 執行役員</p> <p>2021年8月 同社 取締役 常務執行役員</p> <p>2022年6月 同社 代表取締役 社長執行役員(現任)</p> <p>2023年6月 佐鳥電機株式会社 常務執行役員 エンタープライズセグメント長</p> <p>2025年8月 同社取締役 常務執行役員 エンタープライズセグメント長(現任)</p>	(注) 2	(1) 3,005株 (2) 0株 (3) 3,065株
取締役	副島 剛	1965年8月13日生	<p>1989年4月 萩原電気株式会社入社</p> <p>2006年7月 同社第一デバイス営業一部長</p> <p>2011年7月 同社第二デバイス事業部副事業部長</p> <p>2013年7月 同社第二デバイス事業部長</p> <p>2015年6月 同社執行役員</p> <p>2018年4月 萩原エレクトロニクス株式会社取締役</p> <p>2020年4月 同社代表取締役社長</p> <p>2025年4月 萩原エレクトロニクス株式会社代表取締役社長執行役員 (現任)</p>	(注) 2	(1) 0株 (2) 3,229株 (3) 6,458株
取締役	小山 琢磨	1966年2月1日生	<p>1988年4月 三菱商事株式会社入社</p> <p>1997年6月 米国三菱商社会社 投融資審査部</p> <p>2002年12月 三菱商事株式会社 トレジャーオフィス (財務部)</p> <p>2009年4月 同社新産業金融事業グループ管理部 (経理部)</p> <p>2011年5月 三菱商事 (中国) 有限公司 副総経理 CFO</p> <p>2013年7月 三菱商事株式会社 リスクマネジメント部 部長代行 事業ポートフォリオ管理担当</p> <p>2016年1月 三菱商事エネルギー株式会社 取締役常務執行役員 管理担当役員 CFO</p> <p>2019年3月 サウディ石油化学株式会社 経理部長</p> <p>2020年7月 同社経理部長・総務部長・情報システム部長・社長付</p> <p>2024年4月 萩原電気ホールディングス株式会社入社 社長付理事</p> <p>2025年4月 同社常務執行役員 萩原エレクトロニクス株式会社取締役 (現任) 萩原テクノソリューションズ株式会社取締役 (現任)</p> <p>2025年6月 萩原電気ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 (現任) 同社財経本部担当 (現任)</p>	(注) 2	(1) 0株 (2) 828株 (3) 1,656株
取締役	土屋 俊司	1968年4月28日生	<p>1991年4月 第一生命保険相互会社 (現 第一生命保険株式会社) 入社</p> <p>2015年2月 DLI NORTH AMERICA INC. DIRECTOR, COO</p> <p>2017年4月 第一生命保険株式会社 総合審査部長</p> <p>2020年4月 第一生命ホールディングス株式会社 監査等委員会室長 第一生命保険株式会社 監査役室長</p> <p>2022年8月 バーテックス・インベストメント・ソリューションズ株式会社 常務取締役</p> <p>2025年4月 佐鳥電機株式会社出向</p>	(注) 2	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

			<p>2025年8月 同社コーポレート本部エグゼクティブフェロー 同社入社 同社取締役 佐鳥バイニックス株式会社 取締役（現任） 株式会社スター・エレクトロニクス 取締役（現任） 佐鳥SPテクノロジー株式会社 取締役（現任）</p> <p>2025年9月 佐鳥電機株式会社 取締役 常務執行役員 コーポレート担当（現任）</p> <p>2026年1月 MAGnetIC Holding B.V. Director（現任）</p>		
社外取締役	田口 晶弘	1958年1月26日生	<p>1980年4月 オリnbas光学工業株式会社 （現 オリnbas株式会社）入社</p> <p>2010年6月 同社執行役員 オリnbasメディカルシステムズ株式会社 取締役</p> <p>2012年4月 同社専務執行役員 オリnbasメディカルシステムズ株式会社 代表取締役社長</p> <p>2013年4月 同社専務執行役員 ソニー・オリnbasメディカルソリューションズ株式会社 社外取締役</p> <p>2015年4月 同社販売部門長 兼 医療事業統括役員 オリnbasメディカルシステムズ株式会社 取締役</p> <p>2015年6月 同社取締役 専務執行役員</p> <p>2019年4月 同社取締役 専務執行役員COO オリnbasメディカルシステムズ株式会社 代表取締役社長</p> <p>2019年6月 同社執行役員 COO</p> <p>2020年4月 同社執行役員 CTO オリnbasメディカルシステムズ株式会社 取締役</p> <p>2022年8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 監査等委員</p> <p>2023年9月 朝日インテック株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2024年8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 兼 取締役会議長（現任）</p>	(注) 2	(1) 2,038株 (2) 0株 (3) 2,078株
社外取締役	岡本 伸一	1958年4月28日生	<p>1989年8月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社</p> <p>2003年9月 R&Dコンサルタント開業</p> <p>2004年11月 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外取締役（現任）</p> <p>2010年3月 株式会社ブルー・シフト・テクノロジー 設立 取締役（現任）</p> <p>2022年6月 萩原電気ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p>	(注) 2	(1) 0株 (2) 200株 (3) 400株
社外取締役	林 恭子	1966年11月9日生	<p>1989年4月 モトローラ株式会社入社</p> <p>1991年6月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社</p> <p>2007年1月 株式会社グロービス入社</p> <p>2014年4月 学校法人グロービス経営大学院 教授（現任）</p> <p>2014年7月 株式会社グロービス 経営管理本部長、マネジング・ディレクター</p> <p>2019年7月 同社ファカルティ（現ファカルティグループオフィス）本部シニア・ファカルティ・ディレクター（現任）</p> <p>2022年5月 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役（現任）</p> <p>2023年6月 萩原電気ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2023年9月 コーア商事ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	(注) 2	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

取締役 (常勤監査等 委員)	井上 典昭	1964年2月22日生	1986年4月 萩原電気株式会社入社 2004年6月 同社小牧支店長 2012年7月 同社総務部長 2015年7月 同社総務人事本部副本部長 2018年4月 同社総務人事部長 萩原エレクトロニクス株式会社監査役 2021年4月 萩原電気ホールディングス株式会社 理事 2022年6月 萩原テクノソリューションズ株式会社監 査役 萩原北都テクノ株式会社監査役 2022年9月 萩原エンジニアリング株式会社監査役 2024年6月 萩原電気ホールディングス株式会社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	(1) 0株 (2) 3,437株 (3) 6,874株
社外取締役 (監 査等委員)	坂田 誠二	1958年9月12日生	1981年4月 株式会社リコー 入社 2010年4月 同社執行役員コントローラ開発本部長 兼 MF P 事業本部福事業本部長 2012年4月 同社常務執行役員人事本部長 2018年4月 同社専務執行役員オフィスプリンティ ング事業本部長 2018年6月 同社取締役専務執行役員オフィスプリン ティング事業本部長 2019年4月 同社取締役専務執行役員 C T O 2021年4月 同社取締役コーポレート専務執行役員 C T O 先端技術研究所所長 2023年6月 ヒロセ電機株式会社 社外取締役 (現 任) 2024年3月 マブチモーター株式会社 社外取締役 (現任) 2024年8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	(1) 628株 (2) 0株 (3) 640株
社外取締役 (監 査等委員)	榎本 幸子	1974年5月26日生	2004年11月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人 トーマツ) 入所 2008年6月 公認会計士登録 2017年8月 榎本幸子公認会計士事務所開設 (現在に 至る) 2020年7月 榎本商事株式会社監査役 (現任) 2021年4月 名古屋家庭裁判所家事調停委員 2023年6月 大豊工業株式会社社外監査役 (現任) 2023年10月 名古屋地方裁判所及び名古屋簡易裁判所 民事調停委員 (現任) 2024年6月 萩原電気ホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年1月 名古屋簡易裁判所司法委員 (現任) 2025年6月 大成温調株式会社社外取締役 (監査等委 員) (現任)	(注) 3	(1) 0株 (2) 215株 (3) 430株
社外取締役 (監 査等委員)	雪丸 暁子	1977年1月7日生	2000年4月 司法研修所入所 (54期) 2001年10月 東京地方裁判所 裁判官 2008年2月 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所 (現 吉岡・小野総合法律事務所) 入所 2019年5月 横浜総合法律事務所 (現任) 2019年7月 平塚市 法務専門員 (現任) 2021年6月 株式会社アイ・ピー・エス 社外取締役 (現任) 2022年8月 佐鳥電機株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年5月 Tebiki株式会社 社外監査役 (現任)	(注) 3	(1) 610株 (2) 0株 (3) 622株
計					(1) 111,219株 (2) 19,037株 (3) 151,515株

- (注) 1 田口晶弘氏、岡本伸一氏、林恭子氏、坂田誠二氏、榎本幸子氏及び雪丸暁子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査等委員でない取締役の任期は、共同持株会社の設立日である2026年4月1日から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、共同持株会社の設立日である2026年4月1日から2028年3月期に係る定

時株主総会終結の時までです。

- 4 所有する佐鳥電機の株式数及び萩原電気の株式数は、2025年9月30日現在の所有状況に基づいて記載しており、また、割り当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割り当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
- 5 役職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

② 社外役員 の 状況

共同持株会社は、取締役13名のうち、6名を社外取締役とする予定です。社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が共同持株会社の企業統治において果たす機能及び役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
田口 晶弘	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	田口晶弘氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識ならびに設計開発・技術に関する専門的な知識・見識を有しており、佐鳥電機の社外取締役就任後も、同社の取締役会議長を務める等、当該見識等に基づく経営の監督および経営への有益な発言・助言等を行っております。 以上により、同氏には、共同持株会社のコーポレート・ガバナンスの強化および企業価値の向上を実現する役割を期待しております。 上記の理由により、同氏は、共同持株会社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
岡本 伸一	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	岡本伸一氏は、総合電機メーカーのグループ会社CTOやR&Dコンサルタントとしての経歴を有し、萩原電気の社外取締役就任後も、当該見識等に基づく経営の監督および経営への有益な発言・助言等を行っております。 以上により、同氏には、共同持株会社のコーポレート・ガバナンスの強化および企業価値の向上を実現する役割を期待しております。 上記の理由により、同氏は、共同持株会社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
林 恭子	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	林恭子氏は、ダイバーシティ、働き方改革、DX推進、危機管理・防災など豊富な経験を有しており、萩原電気の社外取締役就任後も、当該見識等に基づくグループ全体の持続的な企業価値の向上への有益な発言・助言等を行っております。 以上により、同氏には、共同持株会社のコーポレート・ガバナンスの強化および企業価値の向上を実現する役割を期待しております。 上記の理由により、同氏は、共同持株会社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

坂田 誠二	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	<p>坂田誠二氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識ならびに設計開発・技術に関する専門知識を有しており、佐鳥電機の監査等委員である社外取締役就任後も、当該見識等に基づく業務執行に対する監督機能強化への有益な発言・助言等を行っております。</p> <p>以上により、同氏には、共同持株会社のコーポレート・ガバナンスの強化および企業価値の向上を実現する役割を期待しております。</p> <p>上記の理由により、同氏は、共同持株会社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>
榎本 幸子	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	<p>榎本幸子氏は、公認会計士としての専門知識および経験を有しており、萩原電気の監査等委員である社外取締役就任後も、当該見識等に基づく業務執行に対する監督機能強化への有益な発言・助言等を行っております。</p> <p>以上により、同氏には、共同持株会社のコーポレート・ガバナンスの強化および企業価値の向上を実現する役割を期待しております。</p> <p>上記の理由により、同氏は、共同持株会社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>
雪丸 暁子	人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	<p>雪丸暁子氏は、裁判官および弁護士として培ってきた専門的な知識や豊富な経験を有しており、佐鳥電機の監査等委員である社外取締役就任後も、当該見識等に基づく業務執行に対する監督機能強化への有益な発言・助言等を行っております。</p> <p>以上により、同氏には、共同持株会社のコーポレート・ガバナンスの強化および企業価値の向上を実現する役割を期待しております。</p> <p>上記の理由により、同氏は、共同持株会社の社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>

共同持株会社は、新設会社であり、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にいたしました。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、専門的な知識・経験等の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行う予定です。社外取締役が過半数を占める監査等委員会において、内部監査、会計監査及び内部統制部門とそれぞれの監査計画、監査結果を報告・共有し、情報交換を行い、相互に連携する予定です。共同持株会社は、新設会社であるため、詳細は未定です。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査又は監査役監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア. 佐鳥電機

イ. 監査役監査の状況

a. 監査等委員会の構成

監査等委員会は、日常的な情報収集及び重要な会議への出席並びに内部監査部門等との連携を通じ、監査・監督機能を強化するため、2025年8月21日現在、常勤監査等委員1名のほか、社外取締役である監査等委員3名の合計4名で構成されております。

また、監査等委員会の職務執行を補助するため、業務執行者からの独立性を確保した専任スタッフを1名配置しております。

役職名	氏名	経歴等
取締役 常勤監査等委員	茂木 正樹	佐鳥電機及び国内外子会社において経理部門や監査役を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外取締役 監査等委員	多和田 英俊	長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計等に関する専門的な見識を有しております。
社外取締役 監査等委員	坂田 誠二	会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識並びに設計開発・技術に関する専門的な知識・見識を有しております。
社外取締役 監査等委員	雪丸 暁子	裁判官及び弁護士として培われた専門的な知識や豊富な経験を有しております。

b. 監査等委員会の活動状況

当事業年度において、監査等委員会を15回開催しております。なお、各監査等委員の出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査等委員	茂木 正樹	14回／15回（93%）
監査等委員	多和田 英俊	15回／15回（100%）
監査等委員	坂田 誠二	12回／12回（100%）
監査等委員	雪丸 暁子	15回／15回（100%）
監査等委員	田口 晶弘	3回／3回（100%）

- (注) 1. 田口晶弘氏は、2024年8月21日開催の2024年5月期定時株主総会終結の時をもって退任しております。
2. 坂田誠二氏は、2024年8月21日開催の2024年5月期定時株主総会において選任され、上記出席状況は就任後の回数を記載しております。

具体的な検討内容は、監査方針や監査計画、監査報告書、会計監査人の評価及び再任・不再任、会計監査人の監査報酬、監査上の主要な検討事項（KAM）、取締役の選任及び報酬、内部統制システムの整備・運用状況、株式報酬制度に伴う自己株式処分に関する事項です。

c. 監査等委員の活動状況

監査等委員は、法令・定款・監査等委員会規程・監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査等委員会で定めた監査計画（監査方針・監査方法・職務分担・監査時期等）に従って、取締役会その他重要な会議に出席し、経営及びコーポレート・ガバナンス（政策保有株式に関する内容を含む）等における意思決定のプロセスや業務の執行状況を監査・監督し、サステナビリティに関する取り組みの確認をするとともに、経営監査部と連携して、社内各部署や子会社の業務状況等の調査を行っております。会計監査においては、会計監査人から監査結果の報告を受け、その妥当性について監査を実施し、主として監査上の主要な検討事項（KAM）について、会計監査人及び取締役・経理部門と連携の上、意見交換を行っております。

常勤監査等委員は、取締役会のほか経営会議やコンプライアンス・リスク委員会等重要な会議に出席、監査計画に基づく実地監査、取締役からの報告事項に関する確認、重要な決裁書類閲覧、経営監査部や

会計監査人との情報交換等を実施し、収集した情報は非常勤監査等委員と共有し、非常勤監査等委員は、それぞれの専門的知見及び経験を活かした監査を実施しております。また、常勤監査等委員は国内子会社の監査役を兼務し、国内子会社の取締役会その他重要な会議に出席し事業の報告・説明を受けております。

イ. 萩原電気

a. 組織・人員

萩原電気の監査等委員は取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されております。

萩原電気は監査等委員会の監査・監督機能の充実を図るため、取締役（監査等委員を除く）及び執行部門への聴取及び現場実査並びに内部監査部との連携による日常的な情報収集を目的として、常勤監査等委員1名を選定しており、現在の常勤監査等委員として井上典昭を選定しております。同氏は長年にわたる総務部門の業務経験があり、また事業会社の監査役としての実務経験を有しております。

社外取締役の早川尚志は弁護士の資格を有し、また社外取締役の榎本幸子は公認会計士の資格を有し、それぞれ、税務・会計・法務に関する専門的な見地と豊富な経験を有しております。

b. 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当事業年度において萩原電気は監査等委員会を合計14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりです。

役職	氏名	出席回数
取締役（常勤監査等委員）	宮本 敬三	4回／4回
取締役（常勤監査等委員）	井上 典昭	10回／10回
社外取締役（監査等委員）	辻中 修	4回／4回
社外取締役（監査等委員）	早川 尚志	13回／14回
社外取締役（監査等委員）	榎本 幸子	10回／10回

- ・ 監査等委員会は、取締役の職務執行、その他グループ経営に関わる全般の職務執行状況、事業報告等の適正性、会計監査人の監査の相当性、内部統制システムの実効性等の監視及び検証、などの監査を実施しており、当事業年度においては会社法及び会社法施行規則に定められる検討事項に加え、下記の事項につき検討を行いました。
- ・ 監査上の主要な検討事項（KAM）について
- ・ 内部統制体制の整備・運用状況について
- ・ 海外往査方針について
- ・ 監査法人及びそのネットワークファームの非保証業務に関する監査等委員会の事前了解について
なお、会計監査については、監査等委員会が四半期に一度、会計監査人と協議・報告・情報交換（監査計画時における監査人の識別するリスクの内容や監査結果等）を行うことにより、相互連携を図ると共に、会計監査人の監査報告書に記載が求められる監査上の主要な検討事項（KAM）について会計監査人を交え意見交換を実施しております。
- ・ 常勤監査等委員は取締役会や経営会議等の重要な会議へ出席するほか、内部監査部門が実施する内部監査に同行するなど内部監査部門との連携を図るとともに、グループ会社監査役と内部統制委員会・委員長、副委員長によって構成される監査等連絡会を毎月開催し、情報の収集・監査環境の整備に努めております。
- ・ 社外取締役である監査等委員は、監査等委員会において経営会議で協議される主要案件の内容及び検討過程の状況や、部門往査の結果、会計監査及び内部統制の実施状況等について常勤監査等委員を通じて報告を受けるとともに、それぞれ専門的な立場から意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。

② 内部監査の状況

共同持株会社につきましては、新設会社であるため、該当事項はありません。完全子会社となる両社の内部監査の状況につきましては、以下のとおりです。

ア. 佐鳥電機

内部監査部門として、監査等委員会直轄の経営監査部を設置しており、要員数は3名（2025年8月21日現在）です。

経営監査部は、内部監査計画に基づき、佐鳥グループ各社の内部監査を実施し、改善に向けた指摘を行うとともに、内部監査の実効性を確保するため、内部監査の状況を監査等委員会、社長執行役員並びに取締役会に報告しております。

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との連携については、経営監査部、監査等委員会及び会計監査人が定期的に監査方針・計画に関する情報交換・意見交換を行い、適宜コンプライアンスやリスク管理等、内部統制システムの実施状況と監査結果を共有するなどの相互連携を保ち、効率的な監査を実施するとともに、監査の実行性の向上を図っております。

また、経営監査部長は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等重要な会議及び委員会に出席しております。

イ. 萩原電気

内部監査につきましては、社長直轄の内部監査部を設置しており8名（2025年6月27日現在）で構成されております。

内部監査部は内部監査年間計画に基づき、内部統制部門及び監査等委員監査との連携を取りながら、萩原電気及び萩原電気グループ会社の業務の適正性、妥当性について監査を実施しており、内部監査の結果については社長及び被監査部門並びに監査等委員会に報告を行うとともに、内部監査の実施状況を取締役会に報告することにより、内部監査の実効性を確保しております。

また、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法で定められた内部統制報告制度に沿って、内部監査部と会計監査人は連携を図りながら、内部統制の整備及び運用状況の評価等を実施しております。

③ 会計監査の状況

共同持株会社は新設する会社であるため、該当事項はありません。なお、共同持株会社の会計監査人につきましては、有限責任あずさ監査法人を選任する予定です。

④ 監査報酬の内容等

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定です。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定めただうえで、具体的な報酬等の額については取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定です。

なお、共同持株会社の設立の日から2027年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として共同持株会社から受ける財産上の利益の総額は、監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等については年額800百万円以内とし、監査等委員である取締役に対する報酬等については年額280百万円以内とし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額200百万円以内となります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

共同持株会社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の株式の保有状況につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）をご参照ください。

第5【経理の状況】

共同持株会社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、両社の有価証券報告書（佐鳥電機については2025年8月21日提出、萩原電気については2025年6月27日提出）及び両社の半期報告書（佐鳥電機については2026年1月14日提出、萩原電気については2025年11月14日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

共同持株会社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当金額として別途定める金額
公告掲載方法	共同持株会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する共同持株会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を共同持株会社の定款で定める予定です。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

共同持株会社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

①有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類

2025年11月25日関東財務局長に提出

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の佐鳥電機及び萩原電気が、それぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間に提出した、有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下のとおりであります。

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

佐島電機

事業年度 第83期（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）
2025年8月21日関東財務局長に提出

萩原電気

事業年度 第68期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
2025年6月27日関東財務局長に提出

②【半期報告書】

佐島電機

事業年度 第84期中（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）
2026年1月14日関東財務局長に提出

萩原電気

事業年度 第69期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
2025年11月14日関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

佐島電機

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく
臨時報告書

2025年8月25日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく
臨時報告書

2025年12月12日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の
規定に基づく臨時報告書

2026年1月21日関東財務局長に提出

萩原電気

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく
臨時報告書

2025年6月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規
定に基づく臨時報告書

2025年7月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規
定に基づく臨時報告書

2025年12月12日関東財務局長に提出

④【訂正報告書】

佐島電機

訂正報告書（2025年7月28日付臨時報告書に係る訂正報告書）を2025年10月14日関東財務局長に提出

萩原電気

訂正報告書（上記③のうち、2025年7月28日付臨時報告書に係る訂正報告書）を2025年10月14日関東財務局長に提
出

（2）【上記書類を縦覧に供している場所】

佐島電機

佐島電機株式会社 本店
（東京都港区芝一丁目14番10号）
株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

萩原電気

萩原電気ホールディングス株式会社 本店

(名古屋市東区東桜二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【上場申請会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。